

三井初期の集団指導体制の変容

——宝永期の三井高富と大元方成立——

村
和
明

はじめに

- (一) 本稿の視角と課題
- (二) 先行研究
- (三) 主な史料と人物
- 一 三井高富の地位
 - (一) 元禄期までの地位
 - (二) 高富による指揮
 - (三) 高富と各部門
 - (四) 高富の人物像
 - (五) 世代交代への展望
- 二 重役への委任と大元方設置
 - (一) 高富の急死と当座の処理

(二) 高富没後の体制

三 指導体制構想の変化

(一) 高富の制度構想

(二) 享保期以降の枠組み

おわりに

はじめに

(一) 本稿の視角と課題

近世の三井は、一人の当主に最高意思決定をゆだねることなく、一族（最大十一家）と重役の合議体・大元方を置いて、全資産・事業、一族を支配していた。また極めて多数の規則を有したが、その中核にあったのは、三井高平（高利長男、北家二代）の遺書の形で作られた「宗竺遺書」であった。大元方の活動は宝永七年（二七二〇）正月から、「宗竺遺書」の制定は享保七年（一七二二）十一月であり、宝永〜享保期、別の言い方をすれば三井高利の息子世代の時代に、近世的な三井の体制が確立したものであった。

これ以降、特に享保後期になると、業務文書の形式や保存体制もかなり体系化・固定化され、系統だった史料が豊富に残るようになるが、これ以前の時代については、史料の残り方が断片的・局所的である。そのため、古くから享保七年（一七二二）に「宗竺遺書」とともに成立した、家譜・家史的な編纂文書である「商売記」^①が、豊富な内容をもつことから、長らく中核的な史料として用いられてきている。例えば中田易直による三井高利の評伝は、その先駆的なもの

であり、現在もおお学界をこえて広く読まれているものである。しかしこれらは編纂物であるから、特定の目的のもとで作成されていて、特に高利（元禄七―一六九四年没）の事績と言行を中心とし、息子たち自身を中心とした時代にはあまり触れていないこと、また「宗竺遺書」で禁じられている大名貸が高利によって行われていた事実に触れていないことなどが、古くから指摘されている。³⁾これは、享保期以前のあゆみについては、享保期の編纂物を意識的に相対化して、それと異なる視点で検討を加えていく必要があることを意味している。著者は最近、同時代的な課題に応えたものとみる視角から、享保期の編纂物の内容を、元禄以前の一次史料と細かく比較検討して、享保期の編纂物に高利の業績と記され、従来その記述に依拠して理解されてきたもの、たとえば例えば現金売の導入や財産共有制の採用が、実際には高利の息子世代によるものであることを明らかにし、またこうした享保期の編纂方針は、高利の息子世代や重役たちが引退・死没していく中で、将来的な同族間の内紛を抑えるため、共通祖先である高利を「元祖」として顕彰したものと理解できることを論じた。⁴⁾

本稿では、同様の視角と方法により、初期の三井の歴史を検討する。高利没後から大元方が成立するまでの時代、特に宝永期に焦点をあて、一族と重役による集団指導体制が成立する過程を、具体的に明らかにしたい。

（二） 先行研究

主題をおなじくする先行研究はほとんど存在しないが、前提となること regarding 整理しておく。

① 三井の集団指導体制の変容過程

中田易直は、先述した評伝において、元禄七年（一六九四）に高利が没した後は、高利の息子たちによる集団指導体

制に移行し、元禄一六年（一七〇三）に、各店を奉公人に任せ、主人は「大局的に事業全般を統括するに留める」ようになり、ついで全事業を統括する管理機関の必要が重役中西宗助によって主張され、宝永末に大元方創設にいたったとする。⁽⁵⁾これは「同族の主人たちによって構成」され、「常務役人として（中略）中西宗助などがこれに関係」したとした。中井信彦は、宝永期に高利次男・高富により作成された家法「高富草案」を、享保七年（一七三二）成立の「宗竺遺書」と比較し、家法・家制の成立過程を論じ、特に重役を一族に含めるかどうかの変化に着目した。⁽⁶⁾三井文庫編集『三井事業史』では、大元方の成立について、構造的には高利息子世代が第一線で陣頭指揮できない年齢になったことが要因であり、具体的な動きとしては「高富のプランのように元店を中心とする営業店の統合、三井家のもとへ各店を統合集中するという方向という路線がからみあって動いてい」き、中西が推進した後者が結実したとした。⁽⁷⁾賀川隆行は、享保四年（一七一九）を画期として、三井は高利の息子たち個人の結合としての性格から、息子たちそれぞれの子孫である家同士の結合に移行したと述べている。⁽⁸⁾西川登は、元禄・宝永期の会計制度を分析するなかで、高利の死没ころから会計報告がみられるようになること、また決算報告の差出が一族から奉公人に変わってゆく変化がみられることを指摘し、実務・会計責任の移行を論じ、名代の設置をひとつの目安とみている。⁽⁹⁾

中井の仕事を除けば概説的なものであるが、いずれも時期的な契機や論点については重要な点を述べている。本稿では大筋ではこうした理解の中で、時系列的な変化や具体的な状況、特に一族間の関係に着目してゆく。

② 三井の宝永期

本稿では主に元禄末から宝永期にかけてを扱う。三井にとってのこの時代について、中井信彦は、好況気・発展の時代であり、享保期の「守勢」としての体制成立の時期と異なるものとした。⁽¹⁰⁾業績面では、前述したように体系的な史料

に乏しいため、全体的な収支の構造や変移については不明な点が多いが、本稿の時代背景として、外部の動向もふくめ、いくつかの問題について整理しておく。

幕府権力者との親疎 初期の三井の成功には、綱吉側用人・牧野成貞とのつながりが非常に大きな意味をもったが、成貞が元禄五年（一六九二）に致仕すると、勘定所の荻原重秀とのつながりを保ったものの、最大の権力者となった柳沢吉保は、三井にとっては有害な存在となった。宝永六年（一七〇九）一月に綱吉が没し家宣が襲職した後は、間部詮房には接近し成功したものの、新井白石とは関係を構築することができなかった。⁽¹¹⁾ これと連動しているかは不明であるが、御納戸御用をあつかう御用所は利益を挙げられなくなってゆく。⁽¹²⁾

競合相手の出現 三井は呉服・木綿販売における店頭・現金販売、安売りによって急成長をとげたが、同じ商法を用いる競合相手として、最初に記録にみえる大黒屋富山家が、宝永三年（一七〇六）から正徳元年（一七一）にかけて安売り攻勢をかけてきた。⁽¹³⁾

本店（呉服部門）の拡大成長 この時期の本店の詳しい業績は史料がなく不明であるが、京都からの下し高は元禄末から宝永初年にかけて倍増、江戸本店の奉公人数も元禄三年と宝永七年では倍増していて、右の競争を背景に売り上げを急激に伸ばしたものと考えられている。朝鮮物の直買を始めたり、呉服部門のための両替店（京中立売店）を新設するなどの動きが知られる。⁽¹⁴⁾

事業組織の再編 従来、会計上の中核は京両替店であったが、京本店の中西宗助・江戸本店の小林善次郎ら重役の建言により、宝永二年（一七〇五）に「本店」（呉服部門）諸店を会計上、京両替店から分離し、一つの部門として統合した。この背景には、呉服部門の急成長があるとみられている。⁽¹⁵⁾ 他方、宝永三年（一七〇六）には、京両替店の松野治兵衛が、江戸両替店の遠山仲兵衛と語らって、「江戸・京算用一致」となったという。⁽¹⁶⁾ これらは享保期に確立し、幕末

まで続く組織となる、「本店一巻」「両替店一巻」とよばれる二事業部門の先駆となる。

なおこの時期はこの二系統に加え、幕府御納戸御用などを業務とする御用所、綿・木綿をあつかう綿店の諸店が別に存在していた（享保期に本店＝呉服部門に吸収される）。

本店（呉服部門）以外の事業組織は、整備の途上であり、一族の必要経費の支出元など、制度上の問題が存在しており、事業組織の編成は享保期まで続く⁽¹⁸⁾。

店舗の増設 体制が確立してからの三井は、あまり店舗を増減させていないが、宝永元年（一七〇四）から同四年にかけては、京綿店・江戸芝口店（小野田家の店舗を引受）・小名木川店・京中立売店・大坂綿店・近江大津店・伊勢山田店・京六条店・京河原町店を、相次いで開店させている。中西宗助ら重役名義のものが多く、そのほとんどが享保四年（一七一九）までに譲渡もしくは閉店となっており、宝永期の特色とされる⁽¹⁹⁾。

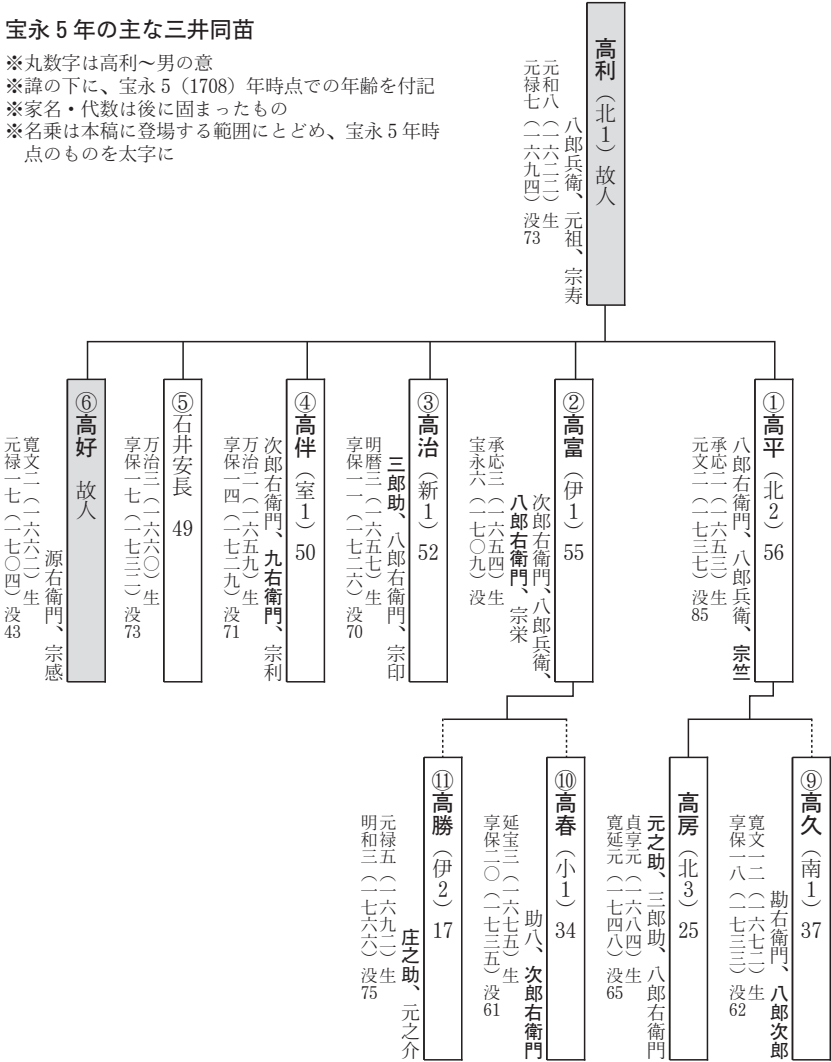
御為替御用の不安定 幕府勘定所の、特に大坂御金蔵―江戸御金蔵間の御為替御用は、元禄三年（一六九〇）の拜命以来、近世をつうじ三井の主要な資金源であった⁽²⁰⁾。宝永五年、柳沢吉保の圧力によって、新規に菱屋が参入してくる⁽²¹⁾。同年、御用は中断し、再開は正徳三年（一七一一）であった⁽²²⁾。この間、両替店では、代官の年貢米代金の為替送金を多数請負い、町方からの借り入れも多くなっており、異なる資金源を模索し依存する傾向がみられた⁽²³⁾。

巨大災害（宝永四年一〇月）に東南海巨大地震、富士山噴火（同年一月）、京都大火（翌五年三月）、大坂大火（同年二月）と、近世有数の大災害が連続して発生した。

通貨の混乱と物価問題 周知のように、元禄末以来の貨幣改鑄政策は紆余曲折し、通貨の混乱をもたらした。藩札禁止令（四年一〇月）にも三井は反応している（後述）。宝永三年（一七〇六）の豆腐一件以降、米価と物価の非連動が問題となつてゆく⁽²⁴⁾。

宝永5年の主な三井同苗

※丸数字は高利～男の意
 ※諱の下に、宝永5（1708）年時点での年齢を付記
 ※家名・代数は後に固まったもの
 ※名乗は本稿に登場する範囲にとどめ、宝永5年時点のものを太字に



以上は、本稿では必ずしも具体的に扱うことができる問題ではないが、三井にとっての宝永期が、かなり多くの課題を抱えつつ、特に呉服部門において大きな成長がみられた時代であり、少なくとも最高意思決定・指導体制が問題とならないような時代ではなかったことが理解されるであろう。

本稿に登場する一族を、系図によって示しておく。

③ 近世の商家における指導体制

実質的な経営判断等において、当主個人ではなく、重役や複数の合議によることは、他の大商家でもよくみられる体制であった。つとに中野卓は、大経営の商家一般について、家と店の分離、手代・通勤別家による経営、主家の経営参加の制限、成文規範による運営、官僚化、などの傾向が共通して見られることを指摘しており、²⁵⁾ 全体的な動向としては現在もこれが適切な整理であろう。

個別の家で、三井に近い規模の商家の事例としては、大黒屋富山家では、明暦四年（一六五八）以降、三家で財産を共有したらしく、その比率をめぐる内紛で享保期に危機を迎え、享保二〇年（一七三五）に「元方役」三名を置いた。これは重役であるが主人と同格で、主人をも監督した。²⁶⁾ 大丸下村家では、やはり三家の一致という体制であるが、三井とは異なり各家と各店舗の関係が強かった。寛保三年（一七四三）、当主の隠居に際し制度化がなされ、各店、重役による「元方寄合」で諸事を決定するようになる。宝暦三年（一七五三）、幼主による家督相続の際、分家の「看坊」、重役の「老分」が置かれ、事実上、老分以下へ委任がなされた。明和八年（一七七二）には、各店元方の上位に「大元方」が置かれ、資産蓄積を担った。²⁷⁾ 松坂商人長谷川家は、享保期以降、江戸木綿問屋経営に全資産の七、八割を投資したが、経営は番頭・手代が担い、利益の三分の一を取得する制度であった。²⁸⁾ 鴻池は、享保前後から、別宅手代である支配人た

ちによる運営がなされ、以降の当主は単に君臨するのみであったという⁽²⁹⁾。住友では、天明六年（一七八六）、本家当主・伯父の長年の紛争に町奉行所の裁決が下り、年配の一族の関与が禁止され、若い当主を頂く手代たちの体制へ移行、別家を本店中枢に取り込み奉公人を統括させた⁽³⁰⁾。近江の山中兵右衛門家では、文政二年（一八一九）、当主の放埒に対し支配人・奉公人一統が改善を要求、誓約書を取っている。弘化二年（一八四五）には、当主の病弱・不行跡が続く状況下、藩のすすめで奉公人との関係を成文化、奉公人の大きな権限を明記した⁽³¹⁾。このほか、時期は不詳であるが、小野家では本家と二分家による体制で、概して奉公人を「統括の地位につけ」、分家は糸店・絹店を担当するが、当主は別宅で営業に携わらず。重役一名が「元方」に就任、「井筒屋善右衛門」を襲名し担当したという⁽³²⁾。恵比寿屋島田家では、三家の主人家があり、「主人方」「元方」「支配方」が最高幹部をなしていたと推測されている⁽³³⁾。

個別の経緯は様々であるが、概していえば、契機としての当主の資質・内紛が問題となり、重役への委任・集団での指導がなされ、明文化されていくケースが多いといえよう。

商家以外においても、形式上「家」であるような巨大組織では、同様の傾向は広くみられる。周知のように、幕府では寛永期以降、將軍の個人的な資質の問題から、老中合議による幕政のあり方が成立しているし⁽³⁴⁾、大名家では、「家」の存続を体现する家臣団の決定が、主君個人に優越し、これを幕府が許容する状況が広汎にみられた⁽³⁵⁾。朝廷においても、天皇を抑え朝廷を安定的に運営する責任を、幕府は摂家衆に求めている⁽³⁶⁾。

こうした傾向は、組織・集団の存続を重視し、当主の資質・恣意による危険を回避するためと考えられており、構造的に不可避な面があったといえる。三井は、人的規模においては商家一般というより大名家に近い規模の巨大組織であり、こうした構造的な問題が強く存在したであろうことを念頭に、具体的な過程に即してみてゆきたい。

(三) 主な史料と人物

前述したように、本稿が対象とする宝永期については、残存する史料の量は限られている。その中でも再三取り上げることになる史料、および人名については、ここであらかじめ簡単に説明しておくことにする。

「高富草案」 殊三一九～三二七

三井高利次男・高富による、家史、家法、書類のひな型、全九冊の総称。明治期まで三井の家法の中核となった享保七年（一七二二）「宗室遺書」と異なる基調をもつものとして早くに中井信彦が注目・分析し、あわせて全文が翻刻紹介された。⁽³⁷⁾ 全体としては記年がないが、内容から宝永四年（一七〇七）ごろには成立したものと推定されている。九冊は表紙に通し番号とそれぞれ個別の表題をもつが、総称は記されておらず、どこまで施行されたものか不明であったことから、翻刻紹介された際に「高富草案」と総称された。⁽³⁸⁾ 本論で述べるように、実際に申し渡された内容も含まれていない。

現存する九冊の表紙には「清彦」「清武」のように通し番号が記されていて、高富が記した原本（現存しない）を清書したものであるらしい。明治期における大元方旧蔵書類の調査報告に、「享保七年 封ス 宗室^(高富)様多年御改御家法之次第御写取被置候書類 九冊」なるものがみえ、これが現存する「高富草案」であろう。享保七年（一七二二）は、同時代的な課題のもとで新たな家法・家史が完成された年であり、「高富草案」はその材料とされ、編纂終了後に封印されたものと考えられる。⁽⁴⁰⁾

通例、三井家当主の名で発された文書については、その人物が作成したものとして言及されることが多いのであるが、巨大組織の通例として、当主の署名があったとしても、それは組織における文書の位置付けを示すものではあれ、作成

者を示すものでは必ずしもない。⁽⁴¹⁾しかしこの「高富草案」については、一族を論評した部分のなかで、高富について記した部分が非常に卑下した表現になっており、また個性的な表現が多く見られ（いずれも本論で触れる）、高富自身が著したものともみてよいと思われる。

「此度店々江申渡覚」 北七

江戸の諸店にあてた規則の集成。一冊にまとめられており、裏表紙に「高富」とある。京本店で保管されていたものである。全体としての年代は記されていないが、内容から宝永三年（一七〇六）成立と推定されている。⁽⁴²⁾一部は実際に発されたことが確認できる。たとえば養生を説いた部分は、元禄一七年（一七〇四）正月に「高富」署名の「家訓」として出され、写しがいくつか現存している。⁽⁴³⁾江戸両替店宛の一部は、享保七年（一七二二）制定の「江戸両替店大式目」に、「宗業存生ニ被建置候式目之内」として付記されている。⁽⁴⁴⁾しかしその全てが実際に発されたものであるかどうかは明らかでない。

こちらも、前項の「高富草案」と同じように個性的な表現が散見され、また制定主体として頻出する一人称が、高富単独を指すものとみられ、⁽⁴⁵⁾実際に高富が作成したものと考えられる。『三井事業史』に全文が翻刻されている。

これらを作成した三井高利次男・高富は、本稿の検討の中心となる人物である（略年譜を付す）。従来の紹介は、主に「中西宗助覚」「商売記」によっている。簡単にまとめておくと、創業期に江戸に常駐し、後に呉服部門（本店）を指揮して隆盛させ、さまざまな規則を制定した、という理解であり、「兄弟の中で最も学識にめぐまれていて、家訓・式目などの作成に当り、また店や家の組織を考えるなど、特殊の手腕を持っていた人」「三井家創業の過程で大きな役割」「きわめて個性的な考察をしているという点で、三井家同苗のなかでもユニークな存在」「ただ商才に優れていたと

三井高富略年譜

* 『稿本三井家史料』『三井事業史』『三井家文化人名録』小川論文等による

* () は高富以外の重事

- 承応 2 (1653) (長兄高平、伊勢松坂で生)
承応 3 (1654) 伊勢松坂で生。高利・かねの次男。
寛文 8 (1668) 伯父俊次の江戸店で修業。
延宝元 (1673) 高利・高平・高富、京・江戸に高平の名(八郎右衛門)で出店。江戸に常駐す。
貞享 2 (1685) 八郎兵衛を名乗る。
貞享 4 (1687) (兄高平、幕府御納戸御用を請け負う)
高平と名を取り替え、八郎右衛門を名乗る。
天和 3 (1683) 江戸の店、駿河町に移転。高富、新店舗確保に活躍。
元禄 2 (1689) 大病。松坂で療養生活に入る。
元禄 7 (1694) 父高利没す。長兄高平を父代りと仰ぐ誓約。
元禄 8 (1695) 「家内式法帳」作成(弟高好と連名)。
元禄 9 (1696) 中立売に居宅購入。
元禄11 (1698) 中西宗助を京本店の支配人に拔擢。
元禄末 再び病む。
元禄14 (1702) ころ 長兄高平隠居。高富復帰。
宝永期 「高富草案」「此度店々江申渡覚」作成
宝永 6 (1709) 急死(5月5日)。享年56歳。真如堂に葬る。

いうだけでなく構想力ゆたかな組織者としての才能」、長兄高平と並ぶ「事業の両翼」といった評価が与えられている⁽⁴⁶⁾。また、両替店についても細かな指示をあたえたことも指摘されている⁽⁴⁷⁾。本稿では、この高富の地位について、新たな見解を示すつもりである。

「聞書覚」本一〇一五

全一冊、裏表紙に「越八宗介」とある。内容は宝永四年(一七〇七)〜正徳三年(一七一三)にわたり、三井家当主たちからの通達の写しや、業績の数値、覚書など、雑多である。差出か宛先が中西宗助単独である書類がいくつも写されており、呉服部門の最高幹部であった中西宗助による手控えとみられる⁽⁴⁸⁾。

「中西宗助覚」本一〇二九一

享保二年(一七一七)一月付で、最高幹部中西宗助が三井同苗にあて、改革の徹底を建言したものの。中西の印が捺された原本が伝わっている。同じ月に、綿店の本店への吸収を建言する、同格の最高幹部小林善次郎と中西連名の願書が、三井同族六名に宛てて提出されており、これと表裏をなすものではないかと思われる。主家への強い諫言との性格

をもつため、前提として自身の功績の記述に紙幅をさいており、「商売記」が触れない時期についての貴重な証言として古くから利用されてきた。『三井事業史』で全文が翻刻されている。

これらを作成した中西宗助（諱は朝栄）は、三井の初期の重役を代表する著名な人物である。松坂近郊に生まれ、貞享四年（一六八七）に一二歳で奉公し、元禄十一年（一六九八）には二三歳の若さで本店の支配人に抜擢され、宝永七年（一七二〇）大元方設立の中心となり、元禄・大元禄など最高職階が創設されるたびに就任して、長く三井の首脳部の中核にあった。⁽⁵⁰⁾ 享保一八年（一七三三）に五八歳で没した際は、本店の重役たちにより諸葛孔明の死になぞらえられ、後に「店商之建・家法等之建方旧功有之」として三井姓を許された。⁽⁵¹⁾

「宗竺遺書」 三井家同族会寄託史料

高利長男高平の古稀の年、享保七年（一七二二）十一月一日付で、その遺書の形式で作成されたもの。明治三十三年（一九〇〇）に「三井家憲」が制定されるまで、長く三井の成文家法体系の頂点にあった。⁽⁵²⁾ しばしば高平の経営理念を示すものと説明されるが、巨大組織の長・家長としての署名であって、内容が高平個人の立案によるものかどうかは不詳であり、むしろ享保期における三井首脳の見解を示すものとみるのが妥当であろう。⁽⁵⁴⁾ 『三井事業史』などに全文が翻刻されている。

「商売記」 北三十五

「宗竺遺書」および「家伝記」（「高富草案」の抜粋）と同じ、享保七年十一月一日付で、高利三男高治（新町家初代）の署名がなされたもの。高治を「今八郎右衛門」（宝永六〇享保元の名乗）と呼称しており、テキストは順次成立した

ものであろう。共通祖先である高利（元禄七年没）を顕彰し、その権威のもとに一族を統合し、享保期の危機を乗り切る目的のもと、過去の事業を高利中心に叙述する。⁽⁸⁵⁾ 現在までの初期の三井の歴史についての理解を大枠において規定したものである。『三井事業史』に全文が翻刻されている。

- (1) 三井文庫所蔵史料 北三一五。以降、三井文庫史料については所蔵番号のみで示す。
- (2) 中田易直『三井高利』吉川弘文館、一九五九年。
- (3) 三井文庫編・刊『三井事業史』資料篇一「解題」、七六九頁、一九七三年。以下、引用史料の典拠として頻出するので、『事資』と略称する。
- (4) 拙稿「享保期の三井における家法・家史と祖先顕彰——三井高利の事績をめぐって」藤田覚編『幕藩制国家の政治構造』吉川弘文館、二〇一六年。
- (5) 中田前掲著一九五九、二五六～二五九頁。
- (6) 中井信彦「共同体的結合の契機としての『血縁』と『支配』——三井家における家法成立過程を素材として」『三井文庫論叢』四号、一九七〇年。
- (7) 三井文庫編集・刊行『三井事業史』本編一、一九八〇年、九五頁。
- (8) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年、三頁。確立した三井の体制が家の結合組織であったことは、享保七年（一七二二）制定の家法「宗竺遺書」の、「本家六軒・連家三軒、合九軒、身上一致之家法也」という宣言によって明示された（『事資』四頁）。近世の三井は、全体としては事業・資産を共有（総有）する一つの家であるが、居室・生活・相続のうえでは、高利の子孫である九く十一の家が並立した。本稿ではそれぞれ、北家、伊皿子家、新町家、室町家、小石川家、南家、松坂家、永坂町家、小野田家、長井家、家原家と呼称する。各家の成り立ちについては三井文庫前掲一九八〇に詳しい。なお本稿の対象とする時代はその成立の過程にあたる。

- (9) 西川登『三井家勘定管見』白桃書房、一九九三、一〇〇～一〇二頁。
- (10) 中井前掲論文一九七〇。
- (11) 拙稿「三井の武家貸と幕府権力―享保期の上方高官貸の成立を中心に」牧原成征編『史学会シンポジウム叢書 近世の権力と商人』山川出版社、二〇一五年。
- (12) 三井文庫前掲一九八〇、七五頁。
- (13) 三井文庫前掲一九八〇、七五頁。『第一稿本三井家史料 伊皿子家初代高富』八九頁。以下、『稿本高富』のように略称する。三井家編纂室（三井文庫の前身）により明治末に編纂された、全十一家の歴代当主ごとの史料集である。綱文をかかげ史料を引用する（三井家編纂室の活動を主導したのは三上参次であり、『大日本史料』の体裁が踏襲されている）。現在の三井文庫所蔵史料からみると参照範囲は限られており、当主単位という編集方針にも限界はあるが、全八四冊と大部で、以降類書は存在せず、按文も（時代的制約はあるが）要を得ていて、今なお利用価値は高い。特に初期は、当主たちが実際に事業を主導しているため非常に有用である。非刊行。現在、三井文庫閲覧室のほか、いくつかの図書館で閲覧が可能である。
- (14) 三井では、「本店」とは後発の両替店や綿店に対して、呉服部門をいう。本稿における引用史料では、単に本店という場合、京本店を指す場合と、京本店を中心に一致した呉服部門諸店舗（「本店一巻」とも）をさす場合がある。解釈において留意して示すつもりである。
- (15) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、一九八一年、四一〇頁。宝永五年（一七〇八）「両替店より指出候願書 呉服店取引一条」続一七八九―一。
- (16) 三井文庫前掲一九八〇、七七頁。
- (17) 「高富草案」（樋口知代「史料紹介 高富草案」『三井文庫論叢』四号、一九七〇年、七一頁）、「此度店々江申渡覚」『事資』一一一頁。なおこの一致は会計上の一致を示すものようであるが、後に大元方が成立した以降も、三都の両替店は個別に大元方に収益を納めており（「宝永七年寅正月より七月十四日迄大元方勘定目録」続二八八五、『事資』六四七頁）、

不徹底なものであったと思われる。

- (18) 三井文庫前掲一九八〇。こうした認識は、享保二年（二七一七）の重役中西宗助による改革の建言書（前掲「中西宗助覚」）に主に依拠している。
- (19) 中井前掲論文一九七〇。三井文庫前掲一九八〇、一一一頁。また、新規開店ではないが、京本店を蛸薬師町から冷泉町に移転した跡を、重役名義の京麻店・京西店としている。
- (20) 本稿の対象範囲においても、宝永期の三井高富によって「金わしりの大根」と評価されている（樋口前掲史料紹介一九七〇、六六頁）。
- (21) 村前掲論文二〇一六、六九頁。
- (22) 賀川前掲著一九八五、三三頁。
- (23) 三井文庫前掲一九八〇、八二～八八頁。
- (24) 大石慎三郎『大岡越前守忠相』岩波書店、一九七四年、一〇四頁。
- (25) 中野卓『商家同族団の研究——暖簾をめぐる家研究』未来社、一九六四年。
- (26) 吉永昭「伊勢商人の研究」『史学雑誌』七一―三、一九六二年。
- (27) 大丸二百五十年史編集委員会編『大丸二百五拾年史』大丸、一九六七年、五六～五七、九九～一〇二頁。安岡重明『近世商家の理念・雇用・制度』晃洋書房、一九九八年、二二～二五頁。
- (28) 松本四郎「元禄・享保期における長谷川家の木綿問屋経営」北島正元編『伊勢商人と江戸店』吉川弘文館、一九六二年、一六九頁。
- (29) 安岡重明「前期的資本の変質過程」『同志社商学』一三一五、一九六二年。
- (30) 住友史料館『住友の歴史下』思文閣出版、二〇一四年、一七～一八頁。
- (31) 松元宏・佐々木哲也「序章 本書の課題と山中家の概要」松元宏編『近江日野商人の研究——山中兵右衛門家の経営と事業』日本経済評論社、二〇一〇年、一三～一四頁。

- (32) 宮本又次『小野組の研究』大原新生社、一九七〇年、一三五、二七七～二七八頁。
- (33) 宮本又次「恵比寿屋八郎左衛門家の経営と家訓」『史的研究 金融機構と商業経営』清文堂、一九六七年、一八〇頁。
- (34) 藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』校倉書房、一九九〇年。
- (35) 笠谷和比古『主君「押込」の構造——近世大名と家臣団』平凡社、一九八八年（講談社学術文庫、二〇〇六年）。
- (36) 高埜利彦『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、二〇一四年。
- (37) 中井前掲論文一九七〇、樋口前掲史料紹介一九七〇。なお引用に際しては、筆者の判断で読点の位置等を改めた場合がある。
- (38) 後掲の【史料4】ではこの文書を「家之伝」「家伝」と呼んでいると思われる、また後の享保七年（一二二二）にはこの文書の抄出版を「家伝記」と題していて、当時はそのように通称されていたものと思われる。ほかに「高富式目」（『三井事業史』本編一）などの呼び方もあるが、本稿では史料紹介の際の呼称を用いることにする。
- (39) 明治一七年「大元方旧書類操出し之控」別三三〇（新七八七にもあり）。
- (40) 享保七年（一二二二）に成立した編纂物のうち、家譜というべき「家伝記」は、「高富草案」の家史部分とほとんど同一である（『事資』「解題」七六八頁）。他の享保期の編纂物は、必ずしもそれ以前の実態を正確に反映したものではなく、それ以前の重要書類のいくつかについては、享保七年に作成された特製の桐箱に鍵をかけて納められた（村前掲論文二〇一六）。この文書も同様に取り扱われたものであろう。
- (41) 例えば、享保期に北家三代高房（高利摘孫）などの名で発された規則のいくつかについて、同時代の奉公人たちは、重役中西宗助が著したものと述べている（「内寄合式添書名目役人判形帳」続一一三九）。
- (42) 『事資』「解題」七七六頁。
- (43) 本四六五―一など。
- (44) 『事資』一四九頁。同「解題」七七六頁。
- (45) 三井に限らず当時ひろく見られる用法であるが、本稿での複数の引用史料の解釈にかかわる点であるので、少し丁寧に

述べておく。主語として「我等」が頻出するが、御用所宛の部分に「八郎右衛門、以前」^(高徳)『事資』一三〇頁)云々とある回顧談が、本店宛の部分では「我等むかし」(同九〇頁)云々として同じ話が記されていて、一人称単数形であることがわかる(謙讓表現)。他の三井の文書でも、例えば高利が死の床にある時の文書に「我等相果候とも」とあり(元禄七年「一札」高利奥書、三井礼子・山口栄蔵「史料紹介『宗寿居士古遺言』と『宗竺遺書』』『三井文庫論叢』三号、一九六九年、二二二頁)、その長男高平の遺書として発された「宗竺遺書」にも「我等七十歳罷成候へ共」(享保七年「宗竺遺書」宗竺付箋、『事資』六頁)とある。

(46) 中田前掲著一九五九、一三四頁。『事資』「解題」七七五頁。三井文庫前掲一九八〇、五三頁。三井八郎右衛門高棟傳編纂委員会『三井八郎右衛門高棟伝』三井文庫発行・東京大学出版会発売、一九八八年、一六頁。三井文庫編『三井家文化人名録』に短い伝がある(二〇〇二年、七五頁)。

(47) 日本経営史研究所編『三井兩替店』三井銀行、一九八三年、六三頁、林『江戸・上方の大店と町家女性』吉川弘文館、二〇〇一、八四頁。

(48) 「越八」は、中西が勤めた京本店「越後屋八郎右衛門」を指すのではないか。

(49) 「綿店一巻之儀善次郎宗助存知入書」続一五七七―一。

(50) 「中西宗助覚」、享保八年(一七三三)「遺書来歴録上」(本一〇二九―一。中西宗助の遺書)。

(51) 「内寄合式添書名目役人判形帳」続一一三九。中西の死を危機の到来ととらえ、三年の間非常態勢をとることを定めたもの。中西の業績についての同時代の証言として貴重。

(52) 元文五年(一七四〇)「本寄会ニ而被仰渡書付写」(本四七〇―一三、『事資』四二四頁)。

(53) 三井の家法イコール「宗竺遺書」とみなされる場合があるが、「家法」は一般に成文化されないものをも含めて総体を指す概念であり、三井では成文化されたものだけでも膨大であって、「宗竺遺書」はその最も中核をなす部分であるといえる。

(54) 三井文庫の前身である明治期の三井家編纂室では、前出の家法「宗竺遺書」は中西宗助の起草になることは「定説」で

あったという（三井家編纂室『三井家史談 第一篇 中西宗助の功績』一九一〇年印刷、四三頁）。根拠は特に示されていない。

(55) 村前掲論文二〇一六。

一 三井高富の地位

(一) 元禄期までの地位

江戸進出

延宝元年（一六七三）、三井高利五三歳のとき、京に呉服の仕入店、江戸に販売店を出店し、京には長男高平、江戸には次男高富が常駐する体制が取られた。このことは周知に属するであろう。大まかには高利による出店と理解されるが、名義は長男高平（八郎右衛門）で、高伴（高利四男）の回顧によれば、高平が父高利に願って出店したものであり、また出店直後に江戸にいた親族は書状で「爰元次郎右殿棚御出候而御満足ニ可被思召候、万事申合候間、当地之事御氣遣被成ましく候」と述べていて、常駐する高富の店との認識もあったとわかる⁽¹⁾。また高富の回顧によれば、出店の元手の内訳は、高利が江戸に保持した町屋敷の収入二年分が高平の元手として与えられており、これと高富が江戸に下るとき与えられた十五両を合わせて、伯父俊次の店に預けておいた金が約四〇貫目、さらに高利から六〇貫目を「請取」⁽²⁾たとい、父高利と高平・高富の共同出資の店という性格をもっていた。

後に長兄高平が高富の業績を記した文では、「宗竺^(高平)曰、八郎右衛門儀数年江戸詰之内、駿河町店ニ而現金売ヲ始、其後両替店并綿木綿店・其外江戸店不残取立」とあって、高富は江戸に常駐しているころ、現金売を導入し、両替店・綿

木綿店など諸店を「取立」た⁽³⁾。高富が宝永期に作成した江戸の重役たちへの申渡しでは、「両替店者店々の落こほれ迄外へもらし不申、両用勝手を存我等取立申事」⁽⁴⁾とあって、江戸両替店について同様の認識が共有されていたことがわかる。高富は、父高利・兄高平の指揮下というよりも強い、主体的な役割を果たしていたと認識されていた。高富自身の回顧によれば、三六歳（元禄二年）ごろまで江戸に常駐していたが、この年大病を患い、三七・八歳ごろは「存命不定」であった⁽⁵⁾という。

高利没の前後

元禄七年（二六九四）八月、父高利が七三歳で没する。その後の三井は、その息子たちが財産を共有する体制となつたことは周知に属するであろう。最近著者が明らかにしたところでは、この体制は従来信じられていたように高利の遺志によるものではなく、息子たちの合意に基づくもので、彼らが長兄高平に対し、父高利の遺言状の執行（資産の分割）を留保し、一体となって事業を継続する旨を誓約したことで成立した体制であった。彼らは高平を父の代りと仰ぐことを誓約したが、同時に高平を他の兄弟たちが掣肘する緊張関係がみられた⁽⁶⁾。

いまあらためて、四男高伴の回顧⁽⁷⁾によって、高利の遺書が作成された際の経緯をみると、まず高利が「同名中打寄、銘々之配分相認候様ニ」と命じ、「皆々様奥座敷ニて思召寄御認被成候処、過半相違之儀茂無御座候」ため、それを高利に告げると、高利は「皆々打寄、遺言形付之上者、早速我等遺言状ハ致火中候様ニ」と命じたという。ここでは、高利没後の資産の分割比率について「同苗中」「皆々」の意見が徴されたことが回顧されているが、これは具体的に誰を指すであろうか。資産の分割比率について、四名で議論する形のメモが残⁽⁸⁾っていて、まずはこの四名であるとみてよいであろう。次にこの四名が誰かという問題であるが、この時点での高利の息子たちのうち、五男安長（三五歳）は不

行跡で養子に出され、九男高久（二三歳）・十男高春（二〇歳）はそれぞれ高平・高富の養子と位置づけられていた（七・八男は早世）。残る長男高平（四二歳）・次男高富（四一歳）・三男高治（三八歳）・四男高伴（三六歳）・六男高好（二三歳）が候補となってくる。右に触れた四名のメモでは、上段に記した一名の意見が、高平の権利を大きく記しているという特徴があり、これは高平の意見とみるのが妥当と思われる。実際の高利の遺書に記された権利の比率の内容をみていくと、権利の比率は、高平が約三〇%と突出し、高富・高治・高伴が約一五〜一八%で続き、高好と娘婿たちは五〜八%と低い。また拙稿で論じたように、この遺書は当初三部作成され、（長兄高平を掣肘する意味で）二男高富から四男高伴が保持していたらしい。すると、遺産の分割比率を論じた四名は、長男高平から四男高伴までであって、彼らが実質的な一族の中核であったのではないか。

作成された高利の遺書から高富について得られる情報をみてみると、「伊勢八郎右衛門方」⁽¹⁰⁾とあって、高富は郷里松坂に居たらしいことがわかる。さらに高富の地位を示唆する記述として、不行跡であった高利五男・石井安長への遺産分与について、「此末共ニ八郎兵衛・八郎右衛門弥見届不申候ハ、遺言可致変候」⁽¹¹⁾とあって、長男高平と次男高富の判断に委ねられたことがわかる。

次に、高富が後に作成した家譜をみると、安長の子・小野田治左衛門について「宗竺^(高平)・八郎右衛門相談之上取立」とあり、また吉郎右衛門高古（永坂町家初代）について「是も宗竺^(高平)・八郎右衛門相談ニ而割ノ内ニ入、然は宗寿取立共極テ難計也」とあって、彼らを一族に加える決定は、高平・高富によってなされたことがわかる。興味深いことには、高古の名は、すでに高利の遺書にも資産分割の対象として見えている。高利の遺言における相続権者の範囲は、高平・高富の決定によっていた部分があったと思われる、高利の存生中から、高平・高富は一族の中心として大きな力を有していたといえる。江戸・京の店は高利・高平・高富の共同出資であったから、息子たちのうち特に高平・高富が大きな発言権

を有していたことは当然といえよう。

まとめると、高利の最晩年の時点では、高平・高富・高治・高伴の四名が中核にあり、親代わりとされた長兄高平と、次男高富の二名は、その中でもさらに中心的な地位にあったと考えられる。

高利没後の本店

この後の事業上の地位について、京本店との関わりが若干知られるのを見てみよう。

高利の死から九ヶ月後の元禄八年（一六九五）二月、京本店の引き締めをはかる趣旨の式目である「家内式法帳」（本九四九）が、高富および高好（高利六男、源右衛門）の連名で発されている。高富はこの頃には、生死のわからない状況を脱し、再び事業に復帰していたのであろう。松坂の人別の写しでは、元禄七年からは一貫して、高富の項に「在京」とあり、元禄九年九月には子孫に伝領される中立売の屋敷を購入している。この式目にみえる各々の役割をみると、高好の役割として、まず支配人の外出・吉田社代参の届先、毎晩の江戸への書状連署、がみえ、店に常駐することが想定されている。毎月の「金銀出入帳」の「押合」、すべての金銀手形振出し（支配人と連名）、店の「諸色道具」新規購入判断、などがみえ、金銭の動きを掌握する。毎月の「内寄合」と、月六度の「家内法度書」読み聞かせは「源右衛門方にて」とあり、手代統制の中心でもある。

これに対し、「我等」「此方」を主語とする役割規定が別にあり、買物に出る手代への指示、「江戸・大坂下シ物控帳」に捺印、江戸・大坂からの「誂染地注文」総覧、符帳の改替指示、正月年玉の「礼帳」確認、夏扇子新調、などがみえる。京本店の機能である商品の仕入を掌握する地位と考えることができ、これが高富を指すものと思われる。

このほか、手代の勤務評定については、「善悪褒美帳此度拵申候、一々印置、重而惣兄弟中へ見せ申候間、左様心得

可申事」とあって、手代支配は最終的に「惣兄弟中」の権限であった。これが兄弟たちの合意・結束により成り立っていた三井内部における最高の権力であって、その支配権の下で、高富・高好が京本店を支配し、仕入と金銀出納を分掌していたと理解できよう。

他の兄弟については、詳しくは分からないが、長男高平は幕府の御納戸御用・御為替御用をつとめ、京と江戸を隔年で行き来していたという。⁽¹⁷⁾三男高治は、父高利の死後、その居宅と隣接する京両替店を受取っており、この店は宝永期に事業組織が再整備されるまで、各店の利益を集約して運用し、一族の経費も支出する役割があったようであるから、⁽¹⁸⁾彼は全体の収支を管理する立場にあったのであろう。四男高伴は、長兄高平とともに御為替御用をつとめ、江戸に常駐していた。長兄高平をはじめ、兄弟たちが手分けをして事業を分担する構造であったのだろう。

高富の復帰

続く元禄終わりごろの状況について、最高幹部となる中西宗助の回顧からみてみよう。

【史料1】享保二年「中西宗助覚」(『事資』四八頁)

- 一、本店支配人中野平兵衛油小路江御引取被遊候ニ付、其代り役として式拾ヶ年以前私廿三ニ罷成候節支配被仰付、尤其比私より年数之者七八人も御座候得共、御目かねニ而被仰付候由、宗栄様・宗感様御意被下候御事、^(高好)
- 一、支配被仰付候以後、本店一卷存入共有之、年来宗感様江何角奉申上候得共、思召入ニ不叶候哉、又ハ御病身故ニ御座候哉、兔角ニ埒不仕、依之先^(京本店重役)橋井理兵衛へ其段申達候事、
- 一、其後午の年宗栄様御病氣御快ニ付、宗竺^(高平)様被仰渡候由ニ而本店へ御出被遊、近年之様子も御中絶ニ御座候間、

存入共無遠慮可申上由、尤宗感様御儀者当分本店之義者就御病氣御用捨に候間、其旨ニ相心得申様ニと被仰、依之（下略、【史料8】に続く）

まず一条目では、高富・高好から、年長の七、八名を飛ばして支配人に抜擢することが申し渡されたことが回顧される。二〇年前、中西が二三歳であったのは元禄一年（一六九八）であり、この時点では依然高富・高好が本店を指揮していたことがわかる。続く二条目では、呉服業諸店について高好に建言し続けたが効果がなかったといい、続く三条目では、午年に高富が、病気から復帰し、高平の指示で本店に現れ、近年の様子は不案内として説明を求め、また高好は病気のため本店の指揮から退くことが告げられたという。午年とは元禄一五年（一七〇二）とみられる。同一一年に中西を抜擢した後、高富は再び療養生活に入り、やはり病身であった高好一人が指揮をとり、同一五年に高富が復帰し、かわって高好が療養に入ったということになる。高好はついに復帰することなく、二年後の宝永元年（一七〇四）に四三歳の若さで死去している。

（二）高富による指揮

長兄高平の隠居

右で、高富が病気から回復し、本店（京の呉服店）の指揮に復帰したことをみた。高富が本店と深い関係をもっていたことは、従来も言われてきたことであるが、右の史料は当時本店の幹部であった中西による回顧であるから、本店について特に詳しいものと思われる。高富は、単に本店に復帰しただけだったのであろうか。

同じころ、長兄高平の状況に変化がみられる。高富が数年後にまとめたらしい「高富草案」の、兄弟を講評した部分

の高平の項目では、高平が幕府御用のため江戸・京を往復していたことを述べ、続けて「四十九才ニ而首尾能願相叶、京都ニ隠居ス」と述べている。⁽¹⁹⁾ 高平が四九歳であるのは元禄一四年（一七〇一）である。幕府への提出書類の控えをみると、高平は幕府へ願って、元禄一三年冬に御納戸の呉服御用を高久（高利九男、高平養子、後述）へ、翌元禄一四年一月に勘定所の御為替御用を実子高房へ譲っている。⁽²⁰⁾ 翌元禄一五年七月付で絵を購入した領収書に「宗竺」の号がみえており、このころまでに剃髪したとみられる。⁽²¹⁾ 文化史の立場からは、「北家に残っている道具購入の領収書は、元禄終り頃から始まり、享保期に増加」と指摘されている。⁽²²⁾

以上から、高富が事業に復帰した元禄末ころ、高富が本店の指揮から退いただけでなく、長年三井を代表してきた長兄高平が隠居し、文化活動に時間を割くようになっていたとみられるのである。

高平隠居後の体制について、高平自身の理解を示す重要な史料がある。

【史料2】「高富草案」⁽²³⁾

〔元祖より由緒書并惣領・本家筋出生〕の巻）

- 一、宗竺^(高平)曰、八郎右衛門儀、（中略）自分心ニ相叶故、隠居以来諸事八郎右衛門^(高富)へ任、下知為致候処、人ヲ能見知テ、夫々ニ下知ヲ成ス故、江戸・京・大坂所々不残一致気服致、日追而繁昌、家内ニ悪人不出來、大家納候事、全八郎右衛門下知宜故也、家対シ大忠之者たるニ依テ、子孫ニ為知らせ、宗竺^(高平)記之者也、

高富が作成した文書に、高平が加筆した箇所である。高平の「隠居」後は、「諸事」を高富に「任せ」、「下知いたさせ」たところ、三都の諸店が「一致気服」し、「大家」がよく納まったという。病から復帰した高富は、隠居した高平

から三井全体の指揮を委ねられ、大きな成果をあげたという趣旨である。この加筆がなされた時期は確定できないが、高富を八郎右衛門と呼んでいるので、その存生中かと思われる。少なくとも、前述のようにこの文書は享保七年に「封」をされ、大元方に保管されており、これが下限とみるべきであろう。従来あまり注目されてこなかった記述であるが、非常に重大なことが述べられていると言わなければならない。元禄一五年（一七〇二）前後、長兄高平は隠居して、生活の比重を趣味におき、御用は二人の息子へ、そして三井全体の指揮については、すぐ下の弟高富に委ねられたとみられるのである。こうした高富の活動を示すとみられる早い時期の原文書としては、元禄一六年（一七〇三）九月、高富が江戸に下向して発した、惣手代の職制・取立などに関する通達がある（『定』本一〇三五）。これは当時江戸に常駐していた高伴・高久との連名になっている。

指揮の準備

高平が幕府へ隠居を願った際には、元禄一三年夏に病んだことを理由として挙げ、冬に高久への御納戸御用継承を認められていた。⁽²⁾元禄一三年（一七〇〇）後半に、高平の隠居の準備が進められたと考えられるが、この時期の高富の活動を示す興味深い文書がある。奉公人の寺井庄右衛門が高富に提出した起請文である。

【史料3】「庄右衛門一札」（統一六五〇―一）

起請文之事

一、店々惣目録請帳御相手ニ此度被仰付、難有奉存候、御大切成御事ニ御座候故、御請帳員数・惣延方之儀、私親子ヲ限り他言仕間敷候、万一他言於仕ニハ、日本之大小神祇悉蒙御罰、黒白癩之二病ヲ請、来世ハ無間ニだざい

致、永く苦ミ可申候、仍而起請文如件

元禄十三年

辰ノ九月十一日

寺井庄右衛門

紀忠（花押）

三八郎右衛門様
（高意）

高富が寺井庄右衛門父子に、「店々惣目録請帳」の「相手」を命じたことがわかる。「請帳」は、清書を意味する「清帳」かと思われるが、ここでは「店々」の「惣目録」を対象とし、その結果「員数」「惣延方」が判明する作業を、高富自身が寺井父子ともに行つたらしいことが重要である。三井では通例、「目録」は決算報告を、「延金」は純益金を意味する。また、この時期の諸店舗はまだ事業部門（「一卷」）に編成されておらず、それぞれ別個に京両替店に利益を納めていたとみられるから、ここでいう「店々惣目録」は、当時の三井の全店舗の決算報告を指すと考えられる。

その相手を命じられた寺井庄右衛門は、あまり注目されてこなかった人物であるが、三井が黎明期に綱吉側用人牧野成貞と関係を築くに際して大きな功績をあげたことが、高富と高伴（高利四男）の回顧にみえる。²⁵三井は牧野との関係によって、初期の事業にとって極めて重要な意義をもった、貞享四年（一六八七）の幕府御納戸御用の請負、元禄一五年（一六九二）の総領高平の京住み公許（松坂から京都への事実上の本拠地移転）を果たした。²⁶高富は先の記述に続け、寺井庄右衛門を「手前家へ対シ氏神と貴申付」と格別の評価を記している。元禄初年に寺井は江戸で重きをなしており、同八年には京本店にいる。²⁷同一年（一七〇三）・宝永二年（一七〇五）の両度には、京本店の金銀払方という役職を命じられているが、同役には中西宗助と、後に最高職階（大元ノ）まで昇る岡本伝右衛門がおり、これはかなりの重職であった。

三井が牧野成貞と関係を築いたころ、高富は江戸において諸店を差配しており、また宝永期には京において指揮をとっていたから、このように寺井に重大な役を任せたとの前提に、高富による厚い信任があったことは間違いないところであろう。この起請文でも、寺井「親子」とあることは、高富と寺井の紐帯が、個人としての主従の結びつきという個別の性格の強いものであったこと⁽²⁹⁾をうかがわせる。後に高富が急死した際、形見分けでは重役の序列一四番目であったが、葬列では供の筆頭に名がある⁽³⁰⁾。

高富が寺井と並べて功績を記している重役七名は、各事業を代表し「惣頭」と称された最高幹部たち（後述）であり、寺井は功績の面では彼らに匹敵するが、諸店を代表する地位にはなかった。高富は、こうした地位にあり、個人的に深く信任する手代とともに、全店舗の業績を自身の手で精査した。これは高平にかわって、全体を指揮する準備であったと考えることができよう。

一族と高富

先にみた高平の認識として、高富は「諸事」を「下知」し「大家」をよく治めたというから【史料2】、一族についても指揮をとる立場にあったのではないかと推定される。高富が作成した家法草案（「高富草案」）には、「親分之定」⁽³¹⁾および「惣領家へ申渡シ候ヶ条之事」⁽³²⁾という式目が含まれている。前者が規定する「親分」は高平の地位を念頭において、兄弟の結合であった三井一族において象徴的な親にあたる地位であり、後者は高平の家（後にいう北家）を想定したものであって、一族全体を包摂する視座をみることができる。

しかし、実際にそうした地位にあったことを明示する文書は現存していない。参考になりそうなものとして、一族のうち高勝が宝永三年（一七〇六）に江戸に下向するに際して、高富がその勤方を定めた文書が現存している⁽³³⁾。高勝は高

利の晩年の子で、早くに高富の養子となっているため、一見父としての立場で子に与えたものかとも見える。しかし、発令者として、高富とならんで江戸本店の重役たち（小林善次郎・脇田太右衛門・岡本伝右衛門・池村市右衛門）が連署している点が注目される。つまりこの文書は、狭義の家内部（高富家における父と子）の私信というより、三井全体のレベルでの指令とみることができ、これを一族では高富だけが署名して申し渡していることは、高富の一族統制における地位を示すとみることができないのではないか。

四兄弟の権威

前述したように、元禄七年（一六九四）に父高利が没したころ、高平・高富・高治・高伴の四名（以下、四兄弟という）が一族の中核であったと考えられる。元禄十一年（一六九八）の法度では、手代の支配は「惣兄弟中」の権限であったが、その実質的な中核はこの四名だったのであろう。宝永期にも、このまとまりを見ることができ、

まず宝永元年（一七〇四）一月には、高富・高治・高伴の三名が立会って、手代二四名へ褒美を申渡している。⁽³⁵⁾ 隠居している高平は含まれていない。

宝永五年（一七〇八）六月に、それまで拠点を経戸においていた高伴が京都へ移住し、⁽³⁶⁾ 四兄弟が京都に集住する。これ以降、四兄弟の連署による通達が立て続けに出されている。

翌七月、物価上昇をふまえ、「在江戸兄弟中・頭役人・名代役人・店々支配人」および「京都頭役人・名代役人・店々支配人」へ、儉約を令している。⁽³⁷⁾

翌八月、江戸へ、大地震・藩札停止令により三都の取引が払底し、京都火事以後は町人たちが逼塞しているとし、正金の確保につとめ、「諸事内端」とすることを命じている。⁽³⁸⁾ この宛先は、小野田店の鎌田平右衛門、江戸本店の脇田藤

右衛門・小林善次郎、江戸両替店の遠山仲兵衛といった重役、および「本店名代支配人・綿店支配人・両替店支配人・御用店支配人・家方支配人・二町目支配人・小名木川支配人」である。

逆に、四兄弟に宛てたものとして、この年九月、両替店が、一族・諸店の支出を京両替店のみが負担している現状の改善を訴えている。⁽³⁹⁾

以上からは、三井全体に関わる重大問題について、四兄弟という一つの単位を見ることができるといえる。⁽⁴⁰⁾ 高富の地位は、四兄弟のまとまりの権威を否定するものではなく、かつて高平がそうであったように、四兄弟の結束を中核とする一族のなかで、それを主導するという意味で、弟たちとは異なる大きな力をもつ、というものだったのではないか。宝永五年前半までの一年間には巨大災害が連続しており、高伴の京都移住後に連続して四名連署の法度がみられることは、これを踏まえて指導体制を強化したものだ⁽⁴¹⁾と考えられる。

なお、高富の没後、大元方が創設された後に、支給される生活費の額からみて、高平・高治・高伴には差があまりないことが指摘されている。⁽⁴²⁾ 享保七年（一七二二）の「宗竺遺書」では、この四名の家について、「大元四軒の本案候間」と、一族九家の中で別格であると述べている（『事資』二二頁）。四名のまとまりが三井の中核であるという認識は、享保期まで継続して見られるといえる。

最高幹部たちと高富

かつて高富による家法が紹介・検討された際、実施はされていないものとみられて、「高富草案」と総称された。しかしその一部については実施されたことがその後論じられている。特に重要である、一族による財産共有に最高幹部たちを加えることについては、享保四年には権利が存在し、六年に削除されることが指摘されている。⁽⁴³⁾

これを実際に最高幹部たちへ通達した文書が残っている。この時期を理解するためには非常に重要な史料で、従来紹介されていないので、長くなるが全文を掲げることにする。

【史料4】高富「覚」（北四一―四）

覚

(1) 一、各儀取立、此度手前永代之割、家徳ニ申付候事、
(2) 一、数ヶ所之店ニ候得共、向後本棚・両替店・綿店、三ノ元店と此度相定候、依之唯今迄之店々、手寄りを以支配内ニ追而可申付事、

(3) 一、三ノ元店惣頭役、是ハ家之老とも後見とも唱可申事、
(4) 一、本棚 藤右衛門(脇田) 善次郎(小林) 宗助(中西)

一、両替店 新兵衛(野崎) 治兵衛(松野)
一、綿太物店 藤兵衛(田牧) 善兵衛(開土)

右之七人、店有ンかきり此度通り名ニ相定、いつれへ相渡シ候共、名・苗共ニゆつり可申事、勿論委細家之伝ニ記候故、不能一二事、

(5) 一、店繁昌ニ付、忠孝之者共多ク出来、其節かわりたる家徳も難申付、又何ほと金銀とらせ候而も、家徳無之時ハ、致なれたる業之外ハ無之、自然と店々妨、又仁好を存守時者立身なし、然ル時ハ惣用之心さし茂違、終ニハ店々すいひ、依之何とそ心差之者共永代宜相続、手前障りニ茂不成之利、数年相考、申渡事、
(6) 一、江戸表宜家徳有之候ハ、藤右衛門名代(脇田)ニいたし、大元障りニ不成筋相談之上、取立可申事、

- (7) 一、京・大坂其外所々存寄之義有之候ハ、善次郎(小林)・宗助(中西)名前ニ而取立可申事、
- (8) 一、兩替店筋之義、或ハ質、其外いつれニ而も相応宜敷義有之候ハ、新兵衛(野崎)・治兵衛(松野)名代ニ取立可申事、
- (9) 一、綿・太物筋、其外宜敷商売有之候ハ、藤兵衛(田牧)・善兵衛(開主)名代ニ而取立可申事、
- (10) 一、右取立之店之内へ、店々忠孝之者共元手とらせ候節、割に入、家督ニ致遣し候へハ、悉相続、或ハ重キ手代十人元手とらせ候へハ、凡五千兩、又五千兩ハ此方より借シ渡し候時ハ、都合壹万兩、千兩宛之店十ヶ所相続之利也、兩替店・綿店、分ケ而記ニ不及、同前之利也、
- (11) 一、如此三ツ之元店と建候ニ付、頭共五いぢ立候時ハ、大元之妨、元ハ一ツ也、依之各へハ永代之割遣し候、何れ之店も支無之様ニ、大元之勘定宜敷様ニと存、是よりの建也、然者大根得心之上ハ、少も存念無之事、三ツ之元店ニも支配内大小有之候へ者、其積りを以、名前之店も取立させ申事、是毛頭頭共ニ差別有之儀ニ無之段、如此人数ニ応、手代相続之店無之候ハ而者、末々不調故、不及是非、工夫之上申渡事、過不及無之様ニ、各無別心相談之上、此旨專要ニ可被相心得事、
- (12) 一、各唯今迄之家徳共ニ、向後手前割ニ入遣ス上ハ、各一分之物ニ而無之候、依之向後店々ノ通勘定致、其上頭共五ニ立会、吟味之奥書いたし、目錄此方へ可被差出事、
- (13) 一、各向後小遣高之義申渡候、若不足候ハ、名前之店ニ而誤ヲ立候様ニ、此分勘定聞可申候、外ニ後くらき事無之様ニ、互立会、吟味相心得可被申事、
- (14) 一、各儀居屋敷共ニ、京・大坂・江戸、何時振替可申茂知レ不申候間、此義左様心得可被申事、
- (15) 一、取立店割へ入候手代十人有之候ハ、三人ハ名前割ノ店へ代りく相詰、三人ハ江戸元店へ相詰、又三人ハ休足、各如此ニいたし候時者、末々何千人重キ手代取立候迎も、此仕方ヲ手本ニいたし候得ハ、無差支相

続之利也、

右之通相心得可被申候、追而家伝之委細可申渡事、

三井八郎右衛門
(高意)

亥ノ八月

惣頭衆中

以上
右御書付之通、一々拝見仕、可申上様も無御座難有仕合奉存候、末々違背為無之、我々判形仕、差上ケ申候、

本店

脇田藤右衛門 印

小林善次郎 印

中西宗助 印

両替店

野崎新兵衛 印

松野治兵衛 印

綿太物店

田牧藤兵衛 印

開主善兵衛 印

亥ノ八月

(高平) 三井宗竺様
(高寛) 同 八郎右衛門様
(高治) 同 三郎助様
(高伴) 同 治郎右衛門様
(高久) 同 八郎次郎様
(高春) 同 助八様

伝達の対象となっている「惣頭」七名は、当時の最高幹部として力をもった手代たちで、宝永期に高富がまとめた「高富草案」中の「取立一家之次第」に一律に取り上げられ、各店の「中興」「開山」と評されたことが知られている。⁽⁴³⁾ こうした顔ぶれの一致や、宛所にみえる一族の名乗からみて、宝永四年（一七〇七）のものともみて間違いない、八郎右衛門高富から「惣頭」七名へ、実際に伝達されたものであることが明らかである。

差出の高富の署名に印判・花押がなく、七名の連署も花押がなく、また年号表記を欠くなどの点から、形式としてはやや軽微な文書である。詳細は事後に改めて通達する旨が各所にあって(②・④・本文末尾)、さしあたり概略を伝え、詳細は後日伝達する予定であった可能性が高い。

内容を見ていくと、七名の「惣頭」を、「手前永代之割」すなわち三井家の財産共有に加え、「家の老」「後見」と称し、その名称を代々継承させ(①③④)、彼らが指揮する本店・両替店・綿店を、三つの「元店」と位置づけ、他の店を支配させ、対等同格の存在として抗争を戒め、彼らが作成した諸店舗の勘定に相互に奥書して「此方」すなわち高富に提出する(②⑪⑫)、居屋敷は改替を命じることがある(⑭)、増加する手代たちに金は渡せるが店舗は渡せないため、

彼らの独立営業により本体へ悪影響が生じることを懸念し（⑤）、三都で「家督」すなわち店舗を「惣頭」たちの名義で設置させ（⑥～⑨）、「惣頭」たちの小遣を定額とし、不足分はこの店で賄わせ（⑬）、手代たちが独立するときに権利の一部を与え、三井から金も与えて相続させる（⑩⑮）、といったものである。

これらの内容は、中井信彦がつとに紹介した「高富草案」と趣旨において同じであり、文中に後日申し渡すとある「家伝」（④・末尾）というものが、「高富草案」を指すのであろう。「高富草案」における体制の骨子が、実際に申し渡されていることが確認できる。

本稿で特に注目すべきは、この極めて重大な伝達が、高富単独の署名でなされた点である。請書の宛先は、高平以下の兄弟たちを含んでいて、高富は三井一族を代表して、重役たちに直接対峙する立場にある。⑦にいう中西・小林名義での支店は、実際はかなり置かれたが、これについて中西は後に、「宗栄様思召入御座候へ而、大津・六条・河原町等私共名前を以取建候処、各様御心に叶不申、御しかりを請申」と回顧しており、こうした「惣頭」たちの位置付けには、高富個人による主導という面もかなりあったのではないかと思われる。

なお、七名の「惣頭」を通じて、三都の本店・綿店・両替店が支配されることになっているが、三つの元店に支配される地位の店ではない御用所が見えていないことにも注目しておきたい。

この文書に関連したものとして、江戸常駐の「惣頭」たちに宛てる式目（案）をみてみよう。

【史料5】「此度店々江申渡覚」（『事資』一三二六頁）

（「惣頭中江申渡条々」の項）

- 一、店々和合致候様ニ、頭共第一ニ相心得可申事、

一、店々いかゞ合有之候而者用事差支、或ハ内損、不宜儀余多有之候、此善惡頭共、心得次第二而、末者いか様共和
合致故、若向後差支多キ店者、頭之志見得申事、はつかしき儀、又ハ畢竟のつまり考うすきと存候故、其旨至極
心懸專要たるへき事、

一、本店者惣本之儀ニ候得者、末々之店宜相統致様ニ、第一おとなしく不致候而ハ、大本之甲斐無之候、前々者威
光ニ勝候儀も折節者有之候由、向後右之旨別而相心得可申事、

一、綿店者式丁目店・御用所・両替店共ニ、本店之儀大元不及申儀ニ候得共、末何程繁昌致候而も、大根不宜時者
家々滅亡、殊ニ本店繁昌之別れニ候得者、此利を考、元來を立候様ニ、諸方共ニ相心得可申事、

一、両替店者店々之落こほれ迄外へもらし不申、両用勝手を存、我等^(高富)取立申事、弥向後店々差支無之様ニ致、其上
両替店工面能相成候儀至極之仕方ニ候条、大根たかわさる様ニ其志第一心得可申事、

一、綿店者殊ニ軒並、互ニ励候ニ付、志のたかひニて本店と出入も可有之様ニ被存候、我等^(高富)十ノのゆひの様ニ存候
得ハ、いつれを立、何れを捨可申儀無之候、畢竟家之為ニ相成候筋、神妙ニ宜相談可有事、

主語としては「我等」がみえ、やはり高富が単独で惣頭たちに向き合う形式である。

惣頭たちの対立、特に本店の自負、綿店の本店に対する反発、それらに十分に協力しない両替店について、高富がかなり苦慮している様子がうかがえよう。これを高富の位置という点からみると、全体には融和を、本店には謙讓を、綿店以下には本店の尊重を説き、また本店・綿店は自身の十指にあたり、両替店は高富自身が設立した店と強調して、高富が惣頭たちと彼らが率いる事業部門のひとつとして上位にあることが述べられている。

また、そうした立場をしきりに強調する文言から、逆に、高富が特定の惣頭・店とつながりが深いと周囲からみられ

る状況であったことも推し量られよう。具体的には後述するが、それは中西宗助と本店だったと思われる。

(三) 高富と各部門

本店と高富・高久

続いて、個々の事業部門と高富ら一族の関係をみていこう。

まず、本店（呉服部門）についてであるが、最終的な決算報告がわずかに残っているので、理念上の支配を示すと考えられる宛所をみてみよう。まず宝永六年（二七〇九）・翌七年の、江戸本店の決算報告の宛所をみると、宝永六年二月付のもの（五年下期決算）までは宗竺高平・八郎右衛門高富・八郎次郎高久宛である。⁽⁴⁶⁾五月に高富が没した後、同年八月付（同年上期決算）・翌七年二月付（六年下期決算）からは、宗竺高平・八郎右衛門高治・九右衛門高伴・八郎次郎高久宛となる。⁽⁴⁷⁾京本店のものは、宝永七年上期決算分が残っていて、宛先は同時期の江戸本店のものと同じである。⁽⁴⁸⁾

高平は象徴的な家長であり、高富は、既に見てきたように、惣頭たちと直接対峙する地位であると理解できよう。その死後は、四兄弟の残りである高治・高伴が代わりに入ったのであろう。

彼らに加えて、一貫して高久が宛先に入っていることは、どう理解できるであろうか。まず、この時点での高久の系譜上の位置を確認しておこう。高久は、後の系譜上の位置付けとしては、高利の息子の一人として、本家の一つ南家の初代となったと考えられている。しかし、この時点での地位はそれとは若干異なるものであった。元禄七年（二六九四）⁽⁴⁹⁾の高利の遺書を見ると、高久（当時の名乗は勘右衛門）については、「八郎兵衛世粹分」と注記があり、元禄一一年（二六九八）には、本貫地である松坂の城代・町奉行へ、正式に養子願を提出し受理されている。⁽⁵⁰⁾元禄一三年に御用を

継承した後、幕府御納戸に提出した「遺緒書」では、高平は高房の親と述べられている。⁽⁵¹⁾ 宝永期の高富による一族の記述を見てみると、

【史料6】「高富草案」⁽⁵²⁾

(「元祖より由緒書并惣領・本家筋出生」の巻)

八男八郎次郎 ^(高久) 但シ、宗竺^(高平)子ニ致、実子有之ハ次男ニ立可申と元祖^(高利)差図ニ而請取、依之^(高平)宗竺^(高平)子也

(「家格式始り之次第」の項)

元祖^(高利)宗寿より家二代

一、惣領家之始り 宗竺^(高平) 三代目八郎次郎

四代目^(高房)元之助

但シ、実子^(高房)元之助へ三代目ヲ直ニ讓申筈、八郎次郎儀忠功之者、其上子分たるニより、一先讓、三代目トス、

(中略) 八郎次郎子ハ、筋目六男之家ヲ継かせ可申事、

とある。高久は高平の「子分」である。高利の遺言では高平に実子が生まれた場合は「次男に立」てるはずであったといい、実際に高平の実子高房は宝永期には二〇代になっていて、高久の子は別の家を立てると想定されているが、同時に高富は、惣領家は高平―高久―高房の順で継承されるべきものと考えている。高久は、高平の家督継承者ともみなされうる状況だったのである。

高久の地位についてもう一点、高富による江戸の最高幹部たちに宛てた文書をみておこう。

【史料7】「此度店々江申渡覚」（『事資』一三六頁）

（惣頭中江申渡条々）の項）

一、我々儀、向後隠居と心得、江戸表一切之儀八郎次郎ニ^{（高久）}位置候条、若手之者共并惣頭中、何れも此旨ニ相心得可

申候、（中略）

一、八郎治郎儀^{（高久）}爰許当役ニ候得者、何方よりも旦那と挨拶可申候、其外之主人共ハ名を唱可申事、

ここでは江戸の「惣頭」たちに宛てて、「我々」は隠居と心得て、「江戸表一切」を高久に委ねる旨が伝達されている。一人称の「我等」は高富個人を指すことは先述したが、ここで使われている「我々」は、複数形と思われる。⁵³従来江戸には、御為替御用を請負っている高伴（高利四男）も常駐していて、宝永四年（一七〇七）十月には江戸で、荻原重秀と御為替御用をめぐる交渉を行っているが、翌五年二月に次郎右衛門名前と御用を高春（高利十男、高富養子）に譲ることを幕府に願って認可され、以降九右衛門と改称し、六月に京都に移住している。⁵⁵こうして高伴と、高伴の前に江戸進出から元禄期まで江戸に常駐していた高富は一步退き、高久が江戸諸店の指揮をとることになっていたのであった。

江戸・京本店の決算報告の宛先に、四兄弟に加えて高久が入っているのは、このように、高平の家督継承者候補であり、また江戸に常駐して諸店を指揮するというその地位から理解ができればよい。

続いて、特に高富と本店との関係を考える。この点については、本店を率いた中西宗助の文書がさまざまに残っているため、ある程度詳しく知られている。まず、元禄末に高富が復帰した際の、中西の回顧をみてみよう。

【史料8】享保二年「中西宗助覚」(『事資』四八頁)

(前略、高富の復帰、【史料1】から続く) 依之、其比者私居宅明キ家ニ御座候ニ付、猶此所ニ宗米様江私存入共一々段々申上候処、一を以十を御考被遊、則商之工面・京都之仕方品々被仰渡、式目等も御認被遊、荒方工面罷成候、夫より翌末の年江戸表へ御下向被遊、京都ニ而申上候趣其外、本店一卷善次郎御立合申上、万端工面共被仰付候趣、御上京以後具ニ御物語ニ而奉承知候、右御意被遊候趣之内、殊ニ感心仕候御一言、本店ハ手前第一之家督、此店者人身ニ而脾の様成物にて、此店工面能持成シ繁昌為致候時は、孫店之分ハ云すしてうるほひ出候間、此道理能々相考、善次郎・私心を合せ、江戸・京工面可仕と御意被遊、(中略、高富による抱負、【史料16】) 依之本店一卷此度善次郎・私に御渡し被遊候上ハ、左右之御手・両之御眼と被思召候由被仰聞候御事、

高富は、中西の言上をうけて、京本店の体制を改革し、続いて翌年江戸に自ら下向し、小林善次郎の言上を受けて体制を改革、さらに中西・小林による京・江戸本店の運営を指示した、という回顧である。これが、元禄末に実務を重役たちに任せるようになったとされた根拠となる史料である。高富が、中西および小林を「左右の手・両の目」と表現したことは、深い信頼を示すとともに、彼らを自身が指揮することを宣言したものであったろう。

このうち中西宗助は、先述のように、高富・高好により、年齢・職階順では七、八人飛ばしで抜擢された人物であった。また、享保期に中西は、息子たちに宛てた遺書で、代々宗助を名乗るように述べ、その理由として、「宗助」という名はもともと高利が末子の高勝に与えたものを、高勝の養父となった高富が、「宗」の一字書き出しとともに中西に与えたものであったと記している。⁽³⁶⁾ 中西は、三井の重役の代表格として著名であるが、一族のうち特に高富との間に、強い主従の紐帯を有していた人物であったといえる。

中西はまた、以後の本店関係の事業においての高富との具体的な関わりについても回顧している。

【史料9】「中西宗助覚」〔『事資』五一頁〕

一、其刻室町巻物屋共於東山寄合仕、手前長崎問屋直買之儀堅相止させ、巻物屋より可売様ニ相工ミ、（中略）依之とやかくと六ヶ敷相成、宗栄様江窺候所、左程堅申候ハ、私方ニ而巻物屋見せを出し調候仕方可然と被仰候、乍去私奉存候ハ、（下略）

長崎商について妨害をうけた際の回顧であるが、中西宗助は高富に相談し、高富が出した意見に対して反論を述べている。完全な委任ではなく上意下達でもない、両者の関係がうかがえるであろう。

次に、一次史料で、両者の関係がわかるものとして、中西・小林と高富がやりとりをした書状がいくつか現存しているので、みてみよう。宝永三年（一七〇六）九月二六日のものと推定される、中西・小林が高富に宛てた書状をとりあげる⁽⁵⁷⁾。この時、高富は江戸に下向しており、大黒屋富山家の安売り攻勢について視察し、対策として本店の新たな事業設計を考案し、一七日付の書状で京都に知らせてきていた。これに対し、中西・小林は、「御紙上一々奉拝見候、一通り御尤ニ奉存候」と一応の賛意を示したうえで、「右御書付ニ残ル所無之中ニ、少々御書落被遊候御儀御座候」として、主人への配慮を示した表現ながらも、厳しい批判を述べていく。具体的な数字と根拠を多々あげ（煩瑣となりすぎるため省略する）、高富が示したらしい数字を批判し、「本店支配人始御工夫之建テを見候而致安堵候時ハ（中略）不思議荒ク成候而ハ差当り候」と高富の見通しの甘さに警鐘を鳴らし、最後に「定而私共申上候程の儀、大根ハ御合点可被遊御座候へ共、屈度無之ため」述べた、として結んでいる。

さて、この書状は中西・小林の二名から高富単独宛であるが、これと合わせて送付されたと思しい書状がある。こちらは、中西・小林に加えて高治・高久の署名があり、宛先は高富に加えて江戸本店の重役脇田太右衛門・岡本伝右衛門・池村市右衛門が含まれている。内容は、右にみた中西・小林の書状に比すと当りさわりがなく、高富がみずから江戸に下向したことで皆安堵しているとし、高富の提案も賛美し、宗竺・高平に言上したところ「我々共同意ニ満悦之儀」であったと述べたうえで、最後に「店表諸事掛引等之儀、善次郎・宗助(中西)より委細追々可申上候」と結んでいる。

ここから、高富と中西・小林の関係について、いくつか見てとることができよう。高富は自ら実情を視察し事業の再設計を試みており、本店の経営について完全に中西・小林に委任してはいない。一方、中西・小林は、かなり忌憚のない手厳しい批判を述べているが、これは他の一族や重役が目を通す文書ではなく、中西・小林・高富のみが目にする別の書状を仕立てて記しており、逆説的に、彼らの間に存する強い信頼関係をみることができよう。

別の性格の史料として、高富が江戸本店に宛てて作成したらしい法度をみてみよう。

【史料10】「此度店々江申渡覚」(『事資』八八頁)

(本店宛てのうち「諸役所江申渡ス条々」の項)

- 一、向後其役所勤方・口々商之銀高、又売倍ニ不構役所者其仕方、いづれも勤の善悪、毎月頭役より支配人江書付
出可申候、又二季ニ支配人方より右之書付之趣、勿論頭役之善悪仕方、いさいニ書付、目録之通ニ認、名代奥書・判形致、我等方江急度差上せ可申候、扣ニ留置、就中心入有之事、人々晴ケ間敷義能々相心得、可勤之者也、
一、先達而申渡候注進箱之儀、事したらくニ相成候ニ付、此度諸役所ニ右之箱さし置候間、何事ニよらす存入無遠慮書入可申候、毎月名代相改、其趣当地にて分立候儀者埒明ケ、不濟義者我等方江委細ニ可申越事、

本店の各役所の業績評価は、頭役（ここでは役所の長）・支配人・名代を経て、最終的に京の高富のもとに上げられると規定されている。また「注進箱」なるものを置く制度を徹底し、建言をつのり、名代がこれを処理し、解決困難な案件は最終的に高富が見るものと規定している。⁽⁵⁸⁾

ここからは、複雑な奉公人の組織を立て、高富はその上位に位置して、組織全体を自身で掌握しようとする強い意志をみることができよう。後者からは、過去にも高富が江戸本店に指示を送っていたこともわかる。

こうした支配が、実際にどこまで貫徹していたかという点であるが、中西ら重役たちの自律性が大きかったことを示す事例として、彼らが密かに特別会計を設けていたという事実に触れておこう。宝永二年（一七〇五）に本店諸店が「本店一巻」を結成して、元手として銀一五〇〇貫目をうけとり、京両替店から会計上独立した際、当時名代の中西宗助・小林善次郎・岡本伝右衛門、ほか支配人二名・組頭二名・帳面役一名が「神文を以連判」し、前年までの剰余金を京両替店に渡す際に銀一六五貫目を「のけをき」、これを本店の「用意之建」と称して、「手広延借り・為替共ニ取引仕」ることにしたというものである。この事実は、後の正徳四年（一七一一）に、「本店も段々じやうぶニ罷成」「最早皆々安堵仕」る情勢となったとして、「発端神文之者共」が連署して高平・高治・高伴に宛て、銀五二貫目余に増えたこの「神文銀」を返納し、事情を説明した文書によって明らかになる。⁽⁵⁹⁾この中心人物であった中西宗助は、後にこの頃を回顧して、三井全体において「店々延ひ金ニも手もり之筋も有之」⁽⁶⁰⁾る、つまり各店舗が申告する利益の額が恣意的であるような状況が問題であったと述べているが、中西自身も、密かに資金を分けていたのであった。この銀を分けて置くことについては、この正徳四年の文書に高富の名がまったく見えず、三井一族に経緯を初めて説明する表現となっていること、また重役たちが起請文を相互に取り交わしたとみられることから、高富も他の一族も知らなかったと思われる。

本店一卷は、かなり自律性の高い組織であり、それを指揮する中西らが高富と深く結びついていたとはいえず、必ずしも高富や、他の一族による支配・統制が、直接末端まで貫徹したものではなかったというべきであろう。

綿店と高富

右にみた、本店と高富の関係は、史料が比較的豊富なことから、以前からある程度知られているところであった。ついで、史料は少なくなるが、ほかの部門と高富の関係をみていこう。

宝永期に高富が作成した「此度店々江申渡覚」は、江戸諸店それぞれに充てた規則の集成で、冊全体として高富単独の署名がなされている文書であるが、対象とする店をみると、江戸本店、江戸綿店、江戸両替店、家方、御用所、式丁目店、小名木沢店、つまり当時の江戸の全店舗である。高富の指揮対象は、本店（呉服部門）だけではなかったというべきであろう。

このうち、江戸綿店あての規則をみてみよう。

【史料11】「此度店々江申渡覚」〔『事資』一〇〇頁〕

（綿店宛のうち「諸役所江申聞事」の項）

一、向後其役所勤方・口々商銀高、又売買ニ不構役所者其勤方、いづれも勤の善悪、毎月吟味役より支配人江書付出し可申候、又二季ニ支配人方より右書付之趣、勿論吟味役善悪仕方迳いさい書付、目録之通認、名代奥書判形（高意）いたし、我等方江急度さし登せ可申候、扣ニとめ置、就中心入有之事、人々晴ヶ間敷儀、能々相心得可勤之者也、

（中略）

一、先達而申渡候忠信箱之儀、自他落ニ相成候ニ付、此度諸役所共ニ右の箱さし置候間、何事ニよらず存入無遠慮書付入可申候、毎月名代相改、其趣当地ニてわけ立候儀者埒明ケ、不濟儀者我等方江いさい可申越事、^(高富)

一読して明らかかなことは、本店宛てのもの（【史料10】）とほとんど同内容であるということである。綿店の各役所の業績評価と、「忠信箱」に集められた建言の重大なものは、最終的に高富のもとに上げるとされている。箱の設置について、本店と同様、以前にも高富から江戸綿店に対して、具体的な指示が下されていたことが分かる。

全体に、この「此度店々江申渡覚」では、本店宛と綿店宛に対して同様の趣旨が定められている場合が非常に多く、高富は本店・綿店に対して同様に接し、指揮監督するという立場が示されている。

江戸綿店に限らず、綿店の諸店舗へ、高富から指令がなされたことがうかがえる事例を、後世の史料からみよう。本店を率いる中西宗助・小林善次郎が、享保二年（一七一七）一月に、高平・高治・高伴ら三井同苗六名（高富は既に没している）に対し、綿店への批判を述べた文書である。

【史料12】 享保二年「綿店一卷之儀善次郎・宗助存知入書」（統一五七七―二）

一、先年宗栄様綿店へ被仰付候ハ、組頭迄ハ相建、役頭以下者本店ニ限り、綿店ハ不罷成段被仰付候得共、其後本店之通名目を相建、末本店名目之外ニ茂、近年者役柄相立候様ニ相見得、其上何事によらず本店に不負様ニ其品相建、店杯も大キク罷成、普請等に至迄、兎角肩を並候様成行方ニ成来、此余共（後略）

ここでは、本店を率いる最高幹部たちにより、かつて高富が、綿店の奉公人の等級を定めたことが述べられ、これに

反するものとして、享保二年時点における綿店の現状が批判されている。高富の死から八年しか経っておらず、彼らと敵対する綿店からの反論がありうる状況で、三井一族に述べたものであるから、高富からこうした指示があったことは事実とみてよいであろう。みえている指令の主体は、高富単独であり、江戸綿店にかぎらず、部門としての綿店全体を指揮する立場に、高富があったことがうかがえる。

他の兄弟の関わりがみられるものとして、小林善次郎宛ての宝永六年二月二六日付高富書状に記されている、綿店の好況を、江戸から到着した高方（高治子）に聞き、「我等・九右衛門連状ニ致、支配人共へ褒美之状遣候」（『稿本高富』一二四頁）したという件がある。

両替店と高富

続いて、高富と金融部門（両替店）の関係をみてみよう。この点については、すでにその規則の一部が実際に江戸両替店の規則として増補の形で実施されていることや、高富が江戸両替店に対し詳しい指示を与えるなどのかかわりがみられることなどが指摘されている⁶¹。材料としては、本稿でも同じものを使用する。実際に確認してみよう。

まず前者であるが、享保七年（一七二二）制定の「江戸両替店大式目」の追加条目として、「宗栄存生ニ被建置候式目之内」として、「此度店々江申渡覚」の一部が踏襲されているというものである。ここから、高富が江戸両替店の法度を作成したことは、享保期の三井においても承認された事実であったことがわかる。

では実際に、江戸両替店にあてた式目をみてみよう。

【史料13】 「此度店々江申渡覚」（『事資』一一一頁）

〔両替店〕の項

一、手代之儀、たとひ重キ役儀不申付候とも、多年宜相勤候品、帳面を以、重而自分ニ申付候節存知之外宜取立申、我等内条目此度相定候事、
(高富)

一、家内不残勤方・志、委細ニ書立、目録之通ニ認、平ハ支配人并名代之奥書、支配人之儀者名代之吟味ニ而委細書立、為差登可申候、京都之控ニ留置可申事、

一条目では、両替店の手代が独立する際の処遇について、「我等」つまり高富が「内条目」を定めた、とある。二条目では、個別の手代たちについての報告（勤務評定か）を上げるよう指示している。二条目は一見、本店・綿店に対する式目【史料10・11】とよく似ているが、奉公人数が少ないためか、役所単位ではなく個人単位で、また高富単独あてとは明示されていない。

この時期までの両替店と一族の関係を念頭におくと、背後に高治・高伴の二人の弟の存在が考えられる。高治は、元禄七年（一六九四）高利が没すると京両替店と奥の居宅を「受取」り、その発展に寄与して「京都両替店之中興」と高富に称えられた。高伴は、貞享ごろ高富から江戸両替店を「受取」り、江戸に居住し、「江戸両替店之中興」と高富に称えられた。(62) また彼らは、両替店発展の基盤となった幕府の御為替御用の名義人でもあって、高伴は御用の発端である元禄三年（一六九〇）以来つとめ、宝永五年（一七〇八）二月に高春（高富子分、実高利十男）に御用と次郎右衛門名前を譲ることを幕府に請願し許可され、京に移住している。高治は、宝永四年（一七〇七）十月から御用に加わっている（三郎助名義）。両替店の諸店については、弟たちも高富とともに支配する位置にあったのではないか。

ただし、「高富草案」のうち、一族・重役たちの業績に触れた部分で、京両替店の重役松野治兵衛の業績として、宝

永期に江戸に下向して江戸両替店の遠山仲兵衛に「申含メ、江戸・京一致ニ仕」とあることは注目される。⁽⁶⁴⁾ 松野は本店における中西・小林と並び、「惣頭」と称された重役であり【史料4】、両替店諸店においても重役の台頭が著しく、高治・高伴の実際の関与は弱まっていたのではなからうか。

御用所と高富・高久

続いて、幕府の呉服御用などをになう御用所と、高富とのかかわりについてみてみよう。

【史料14】「高富草案」⁽⁶⁵⁾

一、八郎次郎、廿九ニ而妾ヲ迎、^(高久)宗竺^(高平)より御用筋之役儀請取、今年迄首尾能相勤、近年迄之御用内外仕方不十分、依之年々大分損失有之候処、八郎次郎近年相考、^(高久)八郎右衛門と相談之上、内外仕方宜法を立替、依之年々余程之御影相残様ニ罷成候、年々損失却而徳ニ相成事、天地之違、永々迄之無限徳、全八郎次郎志依成就ス也、^(高久)

高富による兄弟たちへの論評のうち、弟高久への評語である。ここでは、高久が御用所を「役儀」として継承し、大きな業績をあげたとの評価が述べられ、さらに高富と「相談」して、御用所の規則を改定したとある。

次に、江戸諸店への法度のうち、江戸御用所にあてた部分をみてみると、

【史料15】「此度店々江申渡覚」【事資】一二八頁

一、近年迄者諸事ニ不馴候哉、御威光おのつからに覚、(中略)此等之旨、^(高久)八郎次郎家督受取候より年来致苦劳候

処尤至極と感心、依之八郎右衛門此度立会相改候儀、末々相統之者為心得、又者支配人・惣手代迄知せ可申条、

（中略）

- 一、手前儀者不殘飼立之手代、永キ勤候得ハ半ニ而退屈有之ものニ候、縦役儀不申付者も、多年心いきおとなしく宜相勤候者ハ、自分ニ申付候節、差之外宜取立申積ニ、京都内定目ニ建置候事、
- 一、向後夫々の勤方、年々名代・支配人相改、八郎次郎方へ差出シ可申候、^{（高久）}尤京都へも申越、店々手代勤方之帳一知ニ扣置、以来帳面以申渡ス家法、是又此度相定候事、

まず、すぐ前段でみたように、高富が高久に「立会」って、御用所の規則を改定したと述べられる。続いて、本店・綿店の場合と異なり、手代の人物・業績把握は高久が行うと定められ、その同内容を「京都まで」上げるようにと指示されている。ただし、手代の独立を規定するとみられる「内条目」が他店と同様に存在し、また京都における帳面「店々手代勤方之帳」は他の店舗と「一知」であると強調されており、一元的な支配が志向されている。

以上から、御用所は高富が直接支配するのではなく、江戸に常駐しており、御納戸御用を担当する高久が、御用所を指揮し、高富は京都から関与するという枠組みが見てとれる。これは先に推測した、両替店の支配のあり方に近いように思われる。

既に触れたように、幕府の御納戸御用は、高平から元禄一三年（一七〇〇）冬に高久に継承されていた。後代の三井では、御用名前と実務は分離していたが、この時点では高久が実際に御用に携わり、それを担う組織である御用所も支配していた。高富は、高久とともに規則を定め、また手代の支配にも関与する構想であった。

さて、御用所については、この時期の決算報告（「目録」と称する）が、江戸・京それぞれについて現存している。

これらの宛所をみてみると、元禄一二年付までは八郎兵衛こと高平单独宛であり、高平が宗竺を号し「隠居」した後、元禄十五年八月付のものからは宗竺・高平・八郎次郎・高久宛となる。⁽⁶⁷⁾ 高富が没する宝永六年（一七〇九）までみても、宛先に高富を含むのは、元禄一四年から宝永元年の四年間の支出明細を報告した宝永二年（一七〇五）付のもの一冊だけで、これは高富と高久のほか、高治を宛先に含んでいる。⁽⁶⁸⁾

この事実と、先に見た高富による法度の関係は、どのように考えられるであろうか。歴史的な前提として、彼らの父高利の最晩年に作成された、高平宛の兄弟の誓約書の高利奥書に、呉服御用は「八郎兵衛一分之家督たるへし」との規定があることが重要であろう。先述したように、高久は高平の正式な養子であり、元禄一三年に御用を継承した後、幕府御納戸に提出した「遺緒書」では、高房は「親」高平から継承したものと述べられている。⁽⁷⁰⁾ 御納戸御用が高平から高久に継承されたこと、そしてその実務を担う組織である御用所の決算報告が、その後も高平・高久宛で、高富ら他の兄弟を含まないことは、元禄七年の高利没時の規定が、宝永期になお生きている部分があることを示すものではなからうか。⁽⁷¹⁾ これに対して高富は、高久による御用所の支配を前提としつつ、手代支配の情報を共有し、また規則の制定に携わるといふ形で、御用所の支配にも関与しようとしているといえる。

宝永二年（一七〇五）に、高富・高治・高久が、過去四年分の御用所の支出明細を提出させていることは、実務の細部には宗竺・高平が携わらないこと、また惣領家以外の一族も御用所支配に携わろうとする志向を見ることができよう。

三井では、元禄七年の高利の死に際して、惣領高平を中心に財産を共有する体制を定め、同時に高平の権威を掣肘する配慮がなされた。⁽⁷²⁾ 一族が主家・分家でなく対等に近い兄弟分であるとすると建前のもとで、惣領家（北家）当主の権威とほかの一族の対立は、幕末まで一貫して存在した構造的な問題であった。この時期の御用所の支配にも、同様の問題

を見出すことができるのではないか。

(四) 高富の人物像

以上で、宝永期に高富がついていた時期については概ね明らかにした。三井全体を指揮していた高富は、どのような個性をもつ人物であったろうか。新商法の導入や、本稿でごく一部を引用しているような長文・詳細な規則を案出していることから、構想力があり、事業や家全体への深い関心をもっていたことは明らかである。

さらなる高富の個性を、端的にしめす発言を、中西宗助の回顧からみてみよう。元禄一五年（一七〇二）ごろに復帰した際に、中西に語った抱負である。

【史料16】 享保二年「中西宗助覚」〔『事資』四八頁〕

（前略、【史料8】 扱又江戸・京・大坂頭高き町人を考候処ニ、手前義同名多く、兄弟之割方致シ見候而者、大勘定之表、中之町人程ニハ今分ニ而難參候、然ルに我等病氣本腹ニ而世話も致掛り候上ハ、何とそ仕形ニ而、三ヶ之津町人之中ニ而肩を並へ候者無之程の立身仕間敷物にても無之候、我等存念如此ニ候間、兼而此旨を可存由、（下略、

【史料8】）

三井は兄弟たちの結合であり、資産を兄弟で割ってみるとそれぞれは三都の「中の町人」ほどであり、自分が本復し「世話」をするからには、兄弟一人ずつでも、三都の町人に並ぶものがない規模を目指す、との宣言である。自身の能力への強い自負と、覇気をもつ人物であったことがわかる。

また高富は、後述する家法草案において、自身を念頭においた地位について、能力本位で選抜すべきものと規定している〔史料29〕。宝永期の高富の地位は、惣領高平の隠居にともない次男の高富が継承したという、血統上の序列によるところも大きかったとみるのが自然であろうが、その地位を抽象化・制度化する際には能力本位としていることからも、自身の能力への強い自負がうかがえるであろう。

よく似た志向をしめす表現として、「高富草案」の冒頭には、家法を定める趣旨を記し、三井の現状について「神代より無之売買之名ヲ取候上ハ」⁽⁷³⁾と高らかに誇っている。「此度店々江申渡覚」では、店前売は「諸売買諸職世ニ二つと無之日本第一之家徳」「日本一之宝」であるが、「前売一通り之売物ニて者(中略)日本一之商人とハ難申」とか、三井は「日本一の商人」「商売之上者日本一」であり手本とされるので、手代も風俗に注意するべき、などといった表現が随所にみられる。「高富草案」では、高利夫婦を「日本一ノ福人」と呼び、また店舗を展開している三都についても「江戸・京・大坂三ツハ日本第一」「扨々都ハ日本第一おそろしき国」などと表現している。⁽⁷⁵⁾「日本一」という表現への嗜好は、高富の個性とってよいであろう。

また、やはり高富の個性をうかがわせる表現として、現存しない文書に、「秘伝書」と題するものがあった。享保一八年(一七三三)制定の「家法式」に、「可用要書如左」として「秘伝書一冊」がみえ、「是ハ宗栄居士御勤弁大切成書物」と述べられている〔事資〕一六六頁)。同時に制定された「商用式」には、「元禄年中之頃宗栄居士秘伝書と号、被編置候一冊」^(高富)「此秘伝書者宗栄居士鍛錬御工夫より被認置候書物」として言及され(同一六〇頁)、また高富在世中の元禄一六年(一七〇三)制定の「支配勤集」にも数ヶ所書名が見えていえて(同一七〇・一七八頁)、高富自身が命名したものであり、後世の通称などではないことがわかる。自身の文書を「秘伝書」と称して家中に示すのは、かなり稚気があったことをうかがわせるであろう。

ほかに規則類に類出する表現として、膨大・精緻な規則類の随所に、「大根左ニ心得可申事」「大根を考さし繰可申付」「呉服商の大根と可知」「惣体の大根と知へし」「町徳意求申大根者」「此旨大根ニ相心得」とか、「本筋三元付」【史料19】といったものも目につき、⁽⁷⁶⁾本質論を好んだこともわかる。

江戸諸店に「注進箱」「忠信箱」を置かせて建言を求めたり（前述）、自身で再三江戸視察におもむくなど（『稿本高富』）、自身で全体を掌握しようとする志向も強かったようである。

高富は兄弟たちについての論評を記したことは既に述べたが、その中で、自身に対する評価も記している。

【史料17】「高富草案」⁽⁷⁷⁾

- 一、八郎右衛門儀、知恵諸事共二人ニハおとり、乍去親・兄之下知年来不背、家業ヲ一筋之心掛、其外身之保用、^(高意)
三ツ之外ハ更ニ徳なし、ひいきニ勝性、依之変ニ順シテ他之恨ヲ受事有、自然と苦、有一分之損、持用ニハ不好也、

とりえは親（高利・寿賛）・兄（高平）に忠実であること、家業に専念したこと、養生に努めたことのみ、と、以上にみってきた言動に比べると、卑下に終始した表現であるといえる（そのため、長兄高平の名で【史料2】の追記がなされたのであろう。この文書全体が高富作とみる所以である）。その中で、「ひいきに勝る性」で他人の恨みを受けがち、とあるのは興味深く、高富が江戸に常駐し、新商法を導入していた黎明期に、三井が同業者の激しい反発をうけたことや、⁽⁷⁸⁾先にみた寺井庄右衛門や中西宗助のような一部の重役と高富に、個別的に強い結びつきがあったらしいことなどを考えあわせると、初期の三井の歴史において高富が果たした役割を考えるうえで、重要な記述であろう。

他の主要な兄弟への高富の論評では、長兄高平は人格者で知恵が深く、細かく内気で、見た目は大様・温和、外見から分かれぬ人物鑑定眼があり、三男高治は心が広く正直、四男高伴は丁寧で厳格であったとい⁽⁷⁹⁾、三井の発展を実現した兄弟たちは、それぞれかなり異なる個性をもっていたようである。

(五) 世代交代への展望

老いへの意識

宝永期に高富が作成した江戸諸店宛の規則には、将来の展望について触れた部分がある。本店・綿店・両替店宛それぞれに同趣旨の文がある。それぞれ挙げておこう。

【史料18】「此度店々江申渡覚」(『事資』八八・一〇二・一一〇頁)

(本店宛のうち「惣手代江申渡候事」の項)

一、此度相改、毎年永々の褒美申渡候儀、我等^(高富)年寄候得者、連々以唯今之様ニ夫々下知難成、何とそいつ迄も惣用
励候志無ニ不成様ニと、年来心をつくし不残相統之利相考、此度申渡候、疎ニ存間敷事、

(綿店宛のうち「諸役所江申聞事」の項)

一、惣手代江申渡候、我等^(高富)儀年寄、次第ニ唯今之様ニ下知不相成、何とそ我等^(高富)不構候ともいつ迄も只今迄ニ不違、
惣々の励候志無下ニ不成候様ニと、年来工夫を以、累年店あらん限褒美此度定目相定申事、

〔両替店〕の項

(前略) 随分と志之者取立申覚語ニ候得共、我等儀年寄、只今迄之様ニ掛引も難成、依之何とそ右之存念永々志無^(高富)ニ不成、惣用心よく勤候様ニ、年来工夫之上、年々之褒美それ割を以元金之外ニ為取申筈ニ、此度条目相定候事、

いずれも趣旨は同様であって、褒美についての規則を定めた理由として、「我等」すなわち高富が次第に年をとり、従来のように指揮がとれなくなることを考え、高富による指揮監督なしでも手代たちが励むような制度を置く、と述べられている。

この制度は、後に本店の重役たちが回顧するところでは、中西宗助が考案したものであったといい、中西自身の回顧によれば、「大人数一致」が課題であるが、手代たちへの元手銀割付が「店の善悪」によらず「年数ニ而」なされる現⁽⁸⁰⁾状を制度的に解決すべきことを高富に訴え、本店諸店の独立（本店一巻の成立）という形で結実したものであったという。高富は、これを綿店・両替店にも通じる共通の制度として定めることを企図したものとみられるが、ここからさらに、高富による自身の老いの自覚が述べられていて、次世代以降について考える必要が認められる状況となっていたことがわかる。高富は宝永三年（一七〇六）で五三歳であり、長兄高平が隠居・剃髪した年齢を越えていた。

高富は結局、現役のまま急死することになるが⁽⁸¹⁾（後述）、その際の記録によれば、高富は「御存命之内、坂本西教寺ニ而血脈御請被成」たということであり、遠からず剃髪・隠居するつもりがあったものと思われる。

後継者候補・高久

右にみた史料では、高富が老い、手代たちを十分に指揮監督できなくなる事態が予想されていた。この時期に高富が

発した文書をみていくと、自身の地位の後継についても具体的に考えていたのではないかと思われる節がある。

それは、高平の家督継承者候補とみなされ、高平から御納戸御用を継承し、江戸に常駐していた高久（前述）だったらしい。こうした地位について高久について、高富による評をみてみよう。

【史料19】「高富草案」⁽⁸²⁾

（元祖より由緒書并惣領・本家筋出生」の巻）

一、^(高久)八郎次郎、（中略）商ハ第一人ヲ見知テ夫々ニ下知ヲ致事、此利共ニ得心致、三十五よりハ江戸一切之大根と成、右之志を以、下知利ニ不違ニ付、大勢之家来氣服致一致相働、日追而繁昌、第一家調、未年来中年ニも不成して本筋ニ元付事、稀成器量、家之繁昌と可知也、

まず絶賛とってよいであろう。「江戸一切の大根」となったのは、高久が三五歳、宝永三年（一七〇六）のこととされている。また注目すべきは、先にみた高平による高富評の追記（【史料2】）と、用語がほとんど共通していることである。記述の成立について考えると、高平による高富評が、高富による表現を切り貼りして成立したとみられる。⁽⁸³⁾このことから高久は高富と同質の能力・資質をもつ者と、高平（もしくは文案を用意した者）から認識されていたことがわかる。

続いて、宝永期に高久が実際についていた地位について、高富がどのように位置づけていたかを、家制の構想からみてみよう。

【史料20】「高富草案」⁽⁸⁴⁾

（「一家子孫家業入相続之事」の項）

- 一、十三歳ノ春夏秋冬ヲ限、十五迄凡三年之間、京都室町本店ニ差置、（中略）
- 一、三十六七より御用所ヲ請取、御公用相勤、并江戸一切店々此節下知致候様ニ可相心得事、
- 一、四十三四五迄ニ江戸表ヲ願、京都へ引越、五十余迄京都勿論、江戸・大坂・所々共ニ乍居下知致候様ニ段々之修行、如斯可致候、此上ならてハ大功とハ難唱者也

高富が構想した、一族子弟の修行階梯の抜粹である。⁽⁸⁵⁾ 実際に高久がついていた、御用所・江戸諸店を指揮する地位は、全体を指揮する地位の二段階手前の段階として想定されている。

以上から高富は、三井全体を指揮する地位の後継者として、高久を想定していたものと考えてよいであろう。本稿でここまで見てきた宝永期のいくつかの史料では、元禄以来一族の中核であった四兄弟に加えて、高久の名が併記される場合があることは、宝永期における高久の地位の高さを示すものであるう。

高久は、正徳期まで江戸に居住していたようであるが、宝永五年（一七〇八）八月から翌四月にかけて「越後屋八郎次郎」名義で京都の二条油小路町東西に屋敷地を取得しており、⁽⁸⁶⁾ 京都へ移住する準備を始めていたことがわかる。この前後、宗竺・高平の狭義の家の収支についての帳簿が現存している。これを見ると、宝永五年上期までは、京両替店からうけとった費用の一部を「八郎次郎様御賄方」に渡し、残りで「旦那」こと高平と、元之介・高房（高平長男、二五歳）や娘たちの費用を賄っているが、同年下期には、総額が銀三九貫目余に減り、高久へ渡す記述がなくなっている。⁽⁸⁷⁾ 高久は宝永五年上期までは、高平の狭義の家族として扱われていたが、下期には邸宅・生活費の上で、高平から独立したこ

とがわかる。完全に一人前となった高久が、京都で全体を統括する「修行」を積んだのち、高富から高久への継承が行われるはずだったのではなからうか。

- (1) 享保一四年「宗寿居士由緒書」『稿本高伴』四一八頁。延宝元年八月二日付高利宛三井清次郎書簡(樋口知子「史料紹介 三井高利関係書翰」『三井文庫論叢』三二号、一九九七年、一四四・一六二頁)。清次郎は、高利次兄重俊二男(高利甥、高平・高富従兄)。
- (2) 「高富草案」樋口前掲史料紹介一九七〇、六四頁。中田前掲書著一九五九、七六頁。このうち五七〇両については、一次史料によって松坂から江戸への送金が確認されている(樋口知子「史料紹介 寛文一二年三井高利自筆『万借帳』・『万借帳』―草創期の三井』『三井文庫論叢』四四号、二〇一〇年、一八〇頁)。
- (3) 樋口前掲史料紹介一九七〇、六五頁。なお、現金売の導入時期は定説がないところである。この記載では天和三年(一六八三)の駿河町移転後ということになる。しかし、中西宗助「聞書覚」では、宝永六年(一七〇九)の將軍綱吉の死に際して「先年 御他界之節ハ、三十年以前ニ而、手前店本町ニ而現銀之商開基之節」と述べられていて、本町時代、家綱が没した延宝八年(一六八〇)ころからと認識されている。宝永頃には、既に実情が不明瞭になっていた。
- (4) 「此度店々江申渡覚」のうち、「物頭中江申渡条々」。「事實」一三七頁。【史料5】。「我等」は一人称単数形(前述)。
- (5) 「高富草案」、前掲樋口史料紹介一九七〇、六五頁。
- (6) 村前掲論文二〇一六。
- (7) 享保一三年(一七二八)三井高伴「申上候遺言状之事」殊二〇九一。
- (8) 「宗栄老自筆覚書」殊二〇七。高富の没後に兄高平が封をし、大元方で保管されていた(明治一七年「大元方旧書類探出し之控」別二三三〇)。翻刻がある(三井礼子・山口栄蔵「史料紹介『宗寿居士古遺言』と『宗栄遺書』』『三井文庫論叢』三号、一九六九年、二二五頁)。高平のウハ書によれば、高富の自筆であるという。

- (9) 「宗寿居士古遺言」(三井・山口前掲史料紹介一九六九、二二八～二一九頁)。
- (10) 「宗寿居士古遺言」(三井・山口前掲史料紹介一九六九、二一九頁)。
- (11) 三井・山口前掲史料紹介一九六九、二一九頁。
- (12) 「高富草案」樋口前掲史料紹介一九七〇、六三頁。
- (13) 「同名松坂名籍」北四〇・三井一統松坂人別帳」永一六三。
- (14) 小川保「京都における三井家の屋敷——集積過程からみた特質」『三井文庫論叢』一四号、一九八〇年、二七一頁。
- (15) 以下、『事資』六八〇～七六頁。西坂靖はこの史料に触れて、「高好が実質的に京本店を取り仕切っていたことが窺える」と述べている(吉田伸之・西坂靖「史料紹介『宗感覺帳』——創業期三井越後屋の動向」二四号、一九九〇年、二五一頁)が、筆者は以下でみたような「我等」「此方」の役割が別にある点を重視したい。また西川登は、元禄七年(一六九四)の京呉服店の目録が高好から高平・高富・高治に宛てて出されていることから、高好が「管理責任」をおり、兄三人は「現業部門を離れて三井の事業全体を統括する立場にあった」と述べている(西川前掲著一九九三、八六頁)。これは以下でみるように高好が金銭を掌握する立場にあったからであり、高富は商品の仕入れを管掌していて、この段階ではいまだ現場を離れてはいないと考える。
- (16) 「我等」は一人称単数形である。
- (17) 「高富草案」樋口前掲史料紹介一九七〇、六四頁。
- (18) 三井文庫前掲一九八〇、八四頁。
- (19) 前掲樋口史料紹介一九七〇、六四頁。
- (20) 「御用留抜書二『事資』四四四頁。なお、理由としては「去夏より病氣罷在、半身痺、行歩難相叶、其上眼気共ニ悪敷」と述べている。病身を口実とするのはごく一般的であるが、かなり具体的であり、実際に健康上の理由もあったのかもれない。
- (21) 元禄一五年「売上申証文之事」北二二五〇。松坂にあった人別では、元禄十六年から「宗竺」に改めている(「同名松

坂名籍」北四〇・三井一統松坂人別帳」永一六三。

(22) 三井文庫前掲二〇〇二、一九頁。

(23) 樋口前掲史料紹介一九七〇、六五頁。三井文庫編集・発行『史料が語る 三井のあゆみ』(吉川弘文館発売、二〇一五年)に図版を掲載している(村執筆分担箇所、一二頁)。

(24) 「御用留抜書」『事資』四四四頁。

(25) 高伴によれば寺井は牧野邸に日々詰めた(「宗寿居士由緒書」『稿本高伴』四二〇頁)。高富によれば牧野邸の役人たちが権勢を誇り「自然と見強く、中々難勤処」を、寺井は首尾よくつとめて「(成貞)殿様迄御目見へ被仰付」られたという(「高富草案」、前掲樋口史料紹介一九七〇、六九頁)。

(26) 正徳三年(一七二三)「松坂表公儀勤方心得之事」本四六五―六、『事資』五四二頁。牧野から紀州家の付家老水野隠岐守重孟へ、水野から松坂城代小笠原与左衛門に働きかけ、高平の京都住居を認可させたという。

(27) 元禄初年の高利の江戸本店への書状の宛先で、脇田藤右衛門・橋井利兵衛につき三番目に記される(殊二四。樋口知子「史料紹介 三井高利関係書翰」三二号、一九九七年、一六八頁。元禄八年(二六九五)「家内式法帳」では連署した京本店手代二四名の末席にみえる(『事資』七七頁)。父子とあるが、子の方は不詳である。後に寛延三年(一七五〇)に奉公し明和六年(一七六九)に退職した寺井庄右衛門がいるが(「年数控」本二〇〇四)、一世代は下るであろう。なお『三井事業史』本編一では、「江戸両替店の寺井庄右衛門」とするが(一〇七頁)、根拠は不明。

(28) 「役付帳」本九四四。岡本は、享保四年(一七一九)より元方掛名代、享保一五年(一七三〇)より元~~ノ~~、元文三年(一七三八)より太元~~ノ~~。

(29) 武家においては、主人と従者の紐帯は、本来一代限りの、すぐれて個別的・囁人的な関係であるが、社会の安定・家の確立に伴い、代替わりに際して機械的に更新される、主家と譜代の家の形式的な関係となってゆくことが知られる。三井においても、一、二代で巨大となった組織を、家の枠組みのもとで運営していった点では同じであり、手代が世襲とならない点は異なるが、こうした変化の理解は有効であると考ええる。

- (30) 「宗栄様御遺物留」特七一八、「宗栄様御病中并御死後御法事記ス」特七一八。
- (31) 前掲樋口史料紹介一九七〇、九四～九五頁。
- (32) 前掲樋口史料紹介一九七〇、八四～八五頁。
- (33) 「勤方之定」本九二九―四。写し（北三二七）の注記では、原本は与えられた高勝からその嗣子高登へと、伊皿子家で伝えられたことがわかる。
- (34) 高勝の嗣子・高登の回顧によれば、このことは同時代には伏せられており、周囲からは高富の実子とみられていたといふ（「宗巴居士書懷」『稿本高登』一〇〇頁）。
- (35) 「永代格之録」本一四〇五。
- (36) 『稿本高伴』一五二頁。
- (37) 「宗益様より京店々々手代へ被仰渡書」続二五四五―一、「宗益様より被仰渡書 江戸御同苗様方并店々々へ」続二五四五―一。
- (38) 「宗益様より江戸店々々へ被仰渡書」続二五四五―三。
- (39) 「両替店より指出候願書 呉服店取引一条」続一七八九―二。日本経営史研究所前掲一九八三、五八頁。
- (40) この四名以外の連署の例として、江戸の「惣家代中」に宛てた通達に、高富・高伴・高久・高房連署のものがある（「此度店々江申渡覚」所収、『事資』二二六頁）。これは、江戸に三井が保有する町屋敷を管理する家代たちに、三井一族の体制を説明する文書で、連署している顔ぶれはいずれも家代たちと直接接したことがある江戸常駐・幕府御用経験者であり、その立場で連署しているのであろう。
- (41) 賀川隆行「三井家の同族組織」（同『近世江戸商業史の研究』大阪大学出版会、二〇一二年、所収）、三三五頁。
- (42) 享保三年（一七一八）下期から、大元方の最終的な決算報告書、つまり三井全体の決算書である「大元方勘定目録」に、全資産に対する権利の比率が記されるようになり、全資産の二三〇分の一〇が元々の権利分であることが記され、同六年からこの分が削られる（西川登『三井家勘定管見』白桃書房、一九九三、一一二～一一三頁）。

- (43) 脇田藤右衛門は「店支配ノ開山」、野崎新兵衛は「大坂之中興」、田牧藤兵衛は「木綿店之開山」、開主善兵衛は「綿店之中興」、小林善次郎は「江戸店之中興」、中西宗助は「京店之中興」、松野治兵衛は「京両替店中興」と評されていた(樋口前掲史料紹介一九七〇、六九〜七一頁)。この七名と、先にふれた寺井庄右衛門が列記されている。彼らについては『三井事業史』に紹介がある(三井文庫前掲一九八〇、一〇六〜一〇九頁)。
- (44) 四兄弟に、高久・高春が加わっている。高久・高春は、当初高平・高富の子という位置づけであったが、後には兄弟として扱われるようになる。
- (45) 享保二年(一七一七)「中西宗助覚」『事資』五二頁。
- (46) 「宝永五戊子歳七月十五日より極月晦日迄建添目録」本二〇三一九。
- (47) 「宝永六己丑歳正月朔日より七月十五日迄建添目録」本二〇三一一一、「宝永六己丑歳七月十五日より極月晦日迄建添目録」本二〇三一一〇。
- (48) 「宝永七歳寅正月より七月迄京都目録」本二〇三一一三。
- (49) 三井・山口前掲史料紹介一九六九、二二二頁。
- (50) 「松坂表公儀勤方心得之事」『事資』五四四頁。
- (51) 元禄一四年「遺緒書」。「此度店々江申渡覚」の御用所宛部分に、写しが載せられている(『事資』一二八頁)。
- (52) 樋口前掲史料紹介一九七〇、六二・九二頁。前者は享保七年(一七二二)成立の家譜「家伝記」に全文踏襲されている(『事資』二〇頁)。なお高久は高利の九番目の男児であるが、この箇所では存命の男子・女子を通して番号を付している。
- (53) 本稿で引用する史料では、【史料21・22】などで、明らかに複数形として使用されている。
- (54) 村前掲論文二〇一五、六九頁。
- (55) 『稿本高伴』一四九〜一五二頁。
- (56) 「遺書来歴録上」本一〇二九一二、『稿本高勝』二頁。
- (57) 以下二通は『稿本高富』八九〜九六頁。

- (58) 正徳二年（一七一二）の段階では京本店には「忠言箱」が置かれ、「店のために成候義、一分には難申出事」は、無記名でもここに投じるよう、店内に貼紙が出されている（『申渡帳』本一〇四五）。これ以降の時代に継承されているかは不詳である。
- (59) 「覚」別一八九六一三。
- (60) 「中西宗助覚」『事資』五二頁。
- (61) 日本経営史研究所編『三井兩替店』三井銀行、一九八三年、六三頁（林玲子執筆、のち林玲子『江戸・上方の本店と町家女性』吉川弘文館、二〇〇一年、所収、八四頁）。『事資』七七六頁。
- (62) 「高富草案」前掲樋口資料紹介一九七〇、六六頁。
- (63) 後には、御用の名義と、その名を称する一族には実質的な関係がなくなるが、御用の発端の時点では実際に業務にかかわっており、それはこの時期にはまだある程度継続していたのではないかと思われる。
- (64) 樋口前掲史料紹介一九七〇、七一頁。
- (65) 樋口前掲史料紹介一九七〇、六七頁。
- (66) 「寅之七月十五日より同極月晦日迄京都差引旦那御遣小遣仕分書」（本一六一六一二）ほか。一例のみ次郎衛門高俣（高利四男）・脇田藤右衛門宛のものがあるが（元禄九年「子正月より同七月十五日迄小遣書貫」本一六一六一八）、これは両名とも江戸常駐であって、おそらく本来はこのように江戸常駐の一族と最高幹部に宛てられるものと、最終的に京都の高平に宛てられるものがあつたのであろう。
- (67) 「捨掛ヶ 御用処」（本一六一六一三）・「元禄拾六歳未正月より七月十五日迄目録 御用所」（本一三三二一六）、ほか。
- (68) 「巳午未申四歳分勘定場諸雑用目録」本二〇二二一三。
- (69) 三井・山口前掲史料紹介一九六九、二二二頁。
- (70) 元禄一四年「遺緒書」。「此度店々江申渡覚」の御用所宛部分に、写しが載せられている（『事資』一二八頁）。
- (71) 御用所が、惣領家の邸宅の表側に存在し、後に南側に高久の邸宅が置かれたことも、このことと関連付けて理解される

べきであろう。なおこの規定は、享保七年成立の「宗竺遺書」の理念とはまったく異なる規定であったが、享保三年に三井が御納戸御用を外された(『稿本高久』二二六頁)ことで、家法の確立過程では問題とならなかったとみられる。

(72) 財産を共有し、高平を親代わりと仰いでその指示に従うとする誓約書を高平に提出するいっぽう、資産の分割比率を記した高利の遺書を、二男以下がそれぞれ保持した(村前掲論文二〇一六参照)。

(73) 樋口前掲史料紹介一九七〇、六〇頁。

(74) 『事資』七七・八四・九〇・九二・一〇一・一一一・一三〇・一三三頁。

(75) 「商売記」『事資』一九頁。樋口前掲史料紹介一九七〇、七三・七五頁。

(76) 『事資』八〇・八一・八三・八六・九二・九四・九七・九九・一〇二・一〇四頁。樋口前掲史料紹介一九七〇、六六・六七・六九・一〇三頁。

(77) 前掲樋口史料紹介一九七〇、六五頁。

(78) 三井文庫前掲一九八〇、三一〜三三頁。なお「高富草案」での兄弟の評語のなかで、弟安長について「為人者之風上ニも置申者ニ而無之候」(前掲樋口史料紹介一九七〇、六七頁)と激越な表現を用いている点なども、本文のような自己評価とよく適合しているよう。

(79) 樋口前掲史料紹介一九七〇、六四〜六六頁。

(80) 「内寄公式添書名目役人判形帳」続一・一三九、「中西宗助覚」『事資』四八〜四九頁。

(81) 「宗栄様御病中并御死後御法事記ス」特七一八。

(82) 前掲樋口史料紹介一九七〇、六七頁。

(83) このことは、高富と並ぶ重要人物である高平の人物像を考える上で、一つの手がかりになるであろう。なお、成立順が逆である場合、高富が自身への兄による評語をもとに弟を評し、かつ制度構想を表現したということになるが、少なくとも兄弟たちへの評語については、一通り記述ができあがってから高平に見せられたと考えるほうが自然であろう。

(84) 前掲樋口史料紹介一九七〇、九六頁。

(85) 享保七年（一七二二）「宗窓遺書」における修行階梯の定め（『事資』一二三頁）に、ほぼ踏襲されているが、幕府御用の比重の低下に伴うものか、御用所指揮・江戸常駐の段階はなくなっている。江戸に一族の誰かが居住するあり方は、「勤番」として京から江戸に出張し一定期間駐留する制度にかわった（松尾涼「近世三井家同苗の勤番制度」『学習院女子部論叢』一、一九七五年）。

(86) 小川保「京都における三井家の屋敷——集積過程からみた特質」『三井文庫論叢』一四号、一九八〇年、二八〇～二八二頁。以降、直系子孫が代々居住し、南家と称された。

(87) 「宝永五戊子年正月ヨリ七月迄小弘方目録」北二一九四・「宝永五戊子年七月ヨリ極月迄小弘方目録」北二一九五。五年期には銀六九貫目余のうち銀二二貫目余。なお、この額の比率は、享保四年（二七一九）に明確に定められ、享保七年「宗窓遺書」に踏襲された、北家と南家の資産への権利比率（『事資』四・三九五頁）におよそ一致している。「宗窓遺書」では南家の割合に注記して「是者宗窓割之内より出ス」と記して（『事資』四頁）、南家が惣領家の権利を分割して成立したことを明らかにしているが、その過渡期的な状況をこの時期にみることもできる。

二 重役への委任と大元方設置

(一) 高富の急死と当座の処理

上記のように、宝永期の高富は、全体を指揮する立場にあったといえるが、宝永六年（一七〇九）五月五日に急死する。その事情は、報告書の写し^①からかなり詳しくわかる。事態の唐突さ、重大さを示すために、少し詳しくみておこう。五月五日の朝、高富は中立売の居宅で「御膳何ニ勝レ御機嫌能被召上」、酒も飲んで、諸方へ節句の挨拶に出かけた。

屋八ツ半ごろ、三条橋東南の宿屋井筒屋彦五郎の前で、暑さのため綿入れを袷に着替え、乗物に乘ろうとしたとき、「御目まい心、少シ戦慄之躰」となり、供の孫助により井筒屋に担ぎ込まれた。「医者衆甲乙三十人計、宗竺(高平)様初御兄弟方不残并御家類」など、「半時より内二三百人計馳集」ったとの記述から、この時点での三井の規模や、容態の深刻さ、衝撃の大きさをうかがうことができる。朝鮮人参を服用し、長兄高平の指図で、井筒屋から三条橋を渡った木屋町屋敷(別邸の一つ)へ移され、「灸治・医術を竭し」たが、「心ノ速中風と申御病」(急性心不全の類か)で手の施しようがなく、「暮六つ前後御往生」をとげた。

突如倒れてからわずか数時間のことであり、念仏と臨終止念の宝号を唱えることができたのみで、遺書・遺言の類を残す暇のない、まったくの急死であった。中西宗助の宰領で江戸・大坂・松坂へ飛脚が容躰と死去を報じる二度仕立てられ、夜には菩提寺真如堂へ、高平・高治・高伴連署の訃報が届けられ、八日に葬儀が営まれた。⁽³⁾戒名は靈沼院繁屋宗榮居士で、以降の文書では宗榮と称されてゆく。

当座の処理

高富は享年五六歳で、剃髪・隠居もせず八郎右衛門を名乗ったままであり、三井はまったく予期することなく、現役の総帥を喪うことになった。後継者と期待された高久は、その必要な段階として考えられていたと思われる、京都で全体を統括する「修行」の段階に、いまだ入っていないなかった。この直後の指導体制はどのようであったか、中西宗助の手元控に写されている発令文書などからみてみよう。

まず、高富が急死した直後の葬儀の手配などは、高平・高治・高伴の連名でなされた。⁽⁴⁾すこし経った八月には、やはりこの三名の連署で、小林・松野・中西ら重役などへ、礼物の削減を通達したものがあ⁽⁵⁾る。先にみた、四兄弟のまとま

りの権威は、一人欠いた形で継続しているものと理解できる。

これに対して、高平単独名での文書も見られるようになる。まず六月二十七日、八郎右衛門名前を、すぐ下の弟高治（高利三男）が継承することを初めとする一族の名乗の変更が、各店へ通達された。署名は「宗竺二（高平）単独である」⁽⁶⁾。同月二十九日には、八郎右衛門名義であった町屋敷について、名乗を継承した高治が継承する旨が、やはり宗竺名で、京本店所在地の冷泉町に連絡されている。⁽⁷⁾七月五日には、宗竺の名で、庄之助高勝（高利十一男、高富養子）を江戸綿店の名代とする通達が諸店へなされた。江戸綿店は貞享四年（一六八七）開設で、当初の店名前は不詳であるが、この時から越後屋庄之助を称したとみられる。⁽⁸⁾これは高富の家（後にいう伊皿子家）の処遇を定めたもので、一族の長としての決定であるといえる。

こうした宗竺高平単独での通達は、高富存生中には確認されない。現存する文書に限りはあるが、宗竺高平は高富に諸事を委任して、実質的にも隠居していたのであり、その高富の急死に伴い、さしあたり家長としての役割を果たしたものと理解できるであろう。

こうした高平の動きが、必ずしも形式上にとどまらなかったことをうかがわせる文書がある。この年九月に本店の藤田用助と、その兄で大津にいる藤田次兵衛が、「三井宗竺」単独宛で出した起誓文で、命じられた「役儀」につき、腹藏なく意見を述べ、また秘密を厳守することを誓ったものである。⁽⁹⁾藤田用助は約二〇年後に最高幹部・橋井利兵衛の名跡を継いで大元方に列席することになるので、かなりの人物であったと思われるが、この時点ではまだ一九歳で、宝永元年（一七〇四）に奉公して間もないことを考えると、主にその兄に期待したものであったかもしれない。どのような密命であったのかは確定できないが、大津には中西宗助の名で出した大津店があり、後に中西がこれらの店を出したことについて「各様御心に叶不申御しかりを請申」たと述べていることを考え合わせると、あるいは高富の没後に、実力者

中西宗助について、ある種の調査を試みたものであるかもしれない。

(二) 高富没後の体制

死者の署名

右のように、さしあたり宗竺・高平を中心に、高治・高伴をふくめた三兄弟で事態に対処したとみられるが、この時期のものと思われる、重要かつ奇妙な文書が残されている。

【史料21】「同苗共挨拶列座之書物」(北三一六)

定

一、宝永六年丑年、我々共立会、家之為相続、此度惣兄弟ニ取結候上者、自今以後実之兄弟ニ候間、列座・挨拶等
奥ニ記通急度相守可申事、

(高平) 宗竺(印)

(高富) 宗栄(印)

(高治) 八郎右衛門(印)

(高伴) 九右衛門(印)

一、八郎次郎義、徒宗寿宗竺江養子ニ致置候、併家督之儀者次男ニ相立申筈也、列座挨拶等之義者、何連茂兄・伯父与心得可申事、但八郎次郎子ハ幾之助次ニ立テ可申事、
一、次郎右衛門義、徒宗寿宗栄へ養子致置候、併家督之儀者次男ニ相立申筈也、列座挨拶等之義ハ、何連茂兄・伯

父与心得可申事、但次郎右衛門子ハ八郎次郎子之次ニ立可申事、
一、三郎助義者惣領之家ニ候得者、次々之者共倍嫡子与心得可申事、

（中略）

右御定之通、兄弟列座格式一々奉得其意候、自今以後急度相守可申候、為其連判如件、

（永①高古）
吉郎右衛門^印（花押）

宝永六丑年

（小野田・安長子）
次左衛門^印（花押）

（連署略

松坂①孝賢、小②高副、室②高遠、新②高方、伊②高勝、北③高房、小①高春）

八郎次郎^印高久（花押）

（高平）
宗竺様

（高寛）
宗栄様

（高治）
八郎右衛門様

（高世）
九右衛門様

この文書は、高利の遺書「宗寿居士古遺言」や兄弟たちの誓約書「一札」、享保七年（一七二二）制定の家法「宗竺遺書」・家史「商売記」・家譜「家伝記」などととも、特製の桐箱に入れて鍵をかけ、大元方に保存されていたもので、最も重視された文書の一つといえるものである。一族を「惣兄弟」として再把握し、その席次を、高平・高富ら四兄弟が定め、他の一族が請ける形式の文書である。

さて、冒頭の申渡し部分には他の三名とならんで高富の署名・捺印があり、また申し渡された一族たちの請書の宛先

にも高富が入っているが、その呼称は、没後から使用された宗栄であり、また八郎右衛門を名乗っているのは印鑑から高治であるとわかり、この文書は高富の死後、一族の名乗を切り替えた後（前述、六月二七日通達）に作成されたことが明らかである。つまり、死せる高富が、あたかも生きていたかのような形式をとった文書なのである。

請書に連署している一族は、印判を捺し花押を据えている。このように重判することは、当時の三井の重要文書では普通にみられる署名形式である。しかし、冒頭の四兄弟による申渡し部分の署名には、印判のみで花押がない。ここに捺されている高富の印鑑は生前常用したもので、後に大元方に移管されたが、大元方の印鑑の管理台帳「判鑑」（殊二一九）によれば「享保十一年午五月、元之介（高勝）より請取置」とあって、この時までには高富の養子高勝（実高利十一男）が保持していたとみられ、彼が（少なくともその同意のもとで）捺したのであろう。これに対して花押は、誰も代筆できず、それに合わせて高平・高治・高伴も印判のみとし、花押は据えなかったものと考えられよう。⁽¹⁴⁾

高富の呼称として法号が用いられ、花押が代筆されず、また申渡し部分・請書部分ともに月が示されないことから、高富の生前に作成されたかのように装う意図はないといえる。こうした形式をとったのは、死せる高富の名を、発令者および誓約対象に象徴的に入れる必要があったためであると考えられる。

この文書はいくつかの点で大きな意義をもった。まず、この時点までは、三井は高利の息子たち個々人が、総資産に対する権利を潜在的には保持しながら、一代限りで連合している組織であった。⁽¹⁵⁾ この文書は、四兄弟以外の高利の息子世代、および孫世代について序列を定めており、これによって、中核的な高利の息子世代が没しても、財産共有が維持されることが定められた。

また、高久は高平の「次男」と位置づけられ、惣領家（北家）の継承者は高房（高平実子）であることが確定された。高久の子（高博）は、高副（高治四男）の下と規定され、惣領家の分家として一家をなすことが定められた（南家と称

された）。前述したように、高富は惣領家の後継者を高久と考え、その能力にも期待するところ甚だ大であった。これに対しこの文書では、高平の妻子高房が後継者であり、高久はその弟格として遇されることが決定された（これが生前の高富も同意していた枠組みであったかは明らかでない）。

また同様に、高富の家督について、高勝（実高利十一男）が継承し、高春（実高利十男）は次男格とすることも確定されている。

以上は、高利の没後、四兄弟の一代限りの結束を中核として継続してきた三井の体制について、次世代以降のあり方を明確に定めるものであった。こうしたきわめて重大な内容を、高富を除く三兄弟の連署で発することは望ましくなく、高富を含む四兄弟が連署した形式によって伝達すべきという認識が、当時の三井に強固に存在したことがうかがえる。この時点までの三井において、四兄弟のまとまりが有してきた重み、およびその中で高富が欠かせない存在であったことが理解されよう。

こうした奇妙な形式の文書はこの一通のみしか確認されず、定例化することはなかったようである。高富を失ったことを前提に、新たな体制が模索される。

重役への委任

高富の急死から三ヶ月後の宝永六年（一七〇九）八月、またも非常に重要な通達が、今度は高富を含まない高平ら三兄弟の名で発された。ほぼ同文のものが中西「聞書覚」と「申渡帳」（本一〇四五）に写されている。前者によってみよう。

【史料22】 三兄弟より諸店重役へ申渡

覚

(二カ条略、独立した手代たちの経営について)

一、近年我々も次第ニ及老年申ニ付、前々之通ニハ家業難励、依之頭分之手代為其代と始終相務候様ニ役儀相改、申渡候、依之商売旁等まで不残手前打込之条目ニて候、暮シ等も少々品違申候、然上ハ(中略、他の手代は彼らを見だりに見習わざるべき旨)

右之通此度相改申渡候間、店々頭分之者、此趣ニ相心得、所々ニて自分ニ申付候手代共へ此条目を能々読聞せ、商売に取掛り候様ニ可申付候、以上

丑八月

(高平)
宗竺

(高造)
八郎右衛門

(高伴)
九右衛門

京

江戸

大坂

頭手代中

名代中

店々支配人中

高平・高治・高伴が連署して、三都の全重役に通達された文書である。彼ら兄弟は年老いたので、「頭分の手代」が

「その代りとして始終相務」めるよう、職制を改訂したが、彼らは特別であり他の手代たちが暮しぶりなどをみだりに見習うことがないよう、と告げる内容である。本稿では前半が重要であって、高平・高治・高伴にあるとみなされた権限、つまり三井の事業全体にかかわる指揮権を、「頭」手代たちに委任したことが明らかである。

ここまで見てきたように、この年五月五日昼までは、四兄弟を代表して、高富が三井全体を指揮してきたとみられる。高富の急死から三カ月目のこうした通達は、高富の地位を継承する者を三井一族から選出するのではなく、最高幹部たちに委任することになったことを意味している。最高幹部たちの権限は、これまで各事業部門の支配にとどまるとみなされていたが、これ以降は（少くとも事業上は）三井全体に及ぶことが明確にされた。

この月十七日は高富の百箇日にあたり、形見分けもこの月に行われている⁽¹⁷⁾。これは恐らく偶然ではなく、高富没後の節目の時期に、最高幹部たちへの委任を発表したものであり、その契機が高富の死であることが象徴的に示されていたとみるべきであろう。

大元方の設置

こうして八月に、三井全体の指揮が、最高幹部たちに委ねられた。これと密接に関わる問題として、大元方の設立経緯についてみてみよう。まず、これまでも根本史料として参照されてきた文書をみよう。大元方設立の中心であった中西宗助による、七年後の回顧である。経緯をたどるため、やや長く引用する。

【史料23】 「中西宗助覚」『事資』五二頁

（前略）^(高富) 依之宗栄様御存生之内、如此之被成方にてハ、延び金有之様ニ思召候而も不濟所御座候間、何れも御

改被遊可然段申上候処ニ、兼而其旨ニも思召被成御座候所ニ、御急死被遊、(2) 依之翌年夏寅の年、宗竺^(高平)様木や

町ニ被遊御座候節、右之段々申上、京・大坂・江戸店々切符・売徳・功納建、其外旦那様方御賄用之筋迄書付、

善次郎^(小松)・私持^(中西)参仕、申上候ハ、私共元ノ役被仰付候而も、其大元を不存、是迄之被遊方ニ而者店々善悪も見得かた

候間、此度申上候書付之趣ヲ以御工風被遊、御仲間之会所と申役所を相建、惣店々共ニ一励致させ見申度段申上

候所ニ、段々御覽被遊、至極之筋ニ思召候間、宗印^(高治)様・宗利^(高伴)様江被遂御相談、追而相建可申由、(3) 其後御相談相

究り候間、役所者御用所之奥ニ而大元方と相唱、存人之趣建を致見可申由、則次^(松野)兵衛・私在京之者ニ候へハ役目ニ

可仕由被仰付候ニ付、奉畏、(下略)、

引用箇所の前段では、従来大元方設立の構造的要因・必然性を示すとして引用されてきた、諸店舗の組織の未整備、それによる帰結として全体の収支把握の困難という、事業体制上の問題が述べられている。これを受けて中西は、(1) 高富に改革を進言し、高富はそのつもりでいたが急死した。(2) そのため「寅年」、宗竺高平へ、小林善次郎とともに、「お仲間の会所」を建てる改革が必要である、と建言し、高平は高治・高伴と相談すると述べた。(3) 高平らが大元方設置を決断し、「在京の者」である中西宗助(京本店)・松野治兵衛(京両替店)に制度設計を命じた、という。

すでに見てきたような経緯を踏まえて、ここで中西宗助が回顧している、大元方設立時の彼の論理から、大元方の性格をみてみよう。中西は、「元ノ」に任命はされたものの、現状の体制では「大元」「店々善悪」が分からないので、「御仲間の会所」を建てるべき、と論じたという。先述したように、宝永六年(一七〇九)五月に高富が急死し、同年八月に残る三兄弟から中西ら重役に三井全体の指揮が委任されていた。元ノに任命されたというのは、このことを指しているであろう。また「御仲間」とは、潜在的には別個の資産をもつ三井一族を指すことは明らかである。つまり大

元方は、建前としては三井一族の組織であるが、実質的には、中西たち最高幹部が、先んじて与えられた三井全体についての指揮権を、十全に行使するための場として構想されたものであったと考えることができよう。そして、この機関の創設を決定したのは、中西らに実権の委任を行ったのと同じ、高平・高治・高伴であった。

ただし、これは回顧であって、年代や固有名詞などについては完全に信用すべきでない点もある。②で高平に進言したのは「寅年」、つまり宝永七年（一七一〇）とあったが、大元方と各店の関係を定める「規矩録」は宝永六年一二月付であり、⁽¹⁹⁾大元方の決定事項を記す最初の記録である「聞書帳」は七年一月の内容が初めである。⁽²⁰⁾また、「元ノ」という職名の創設時期については、高平・高治・高伴・高久・高房の連署による通達が現存している。

【史料24】「本店役柄名目定」（本九一〇）

宝永七歳寅正月十六日 初寄合呈定

一、今度相改、手代立身之名目、為励之定書、如左（中略）

元ノ 但、是者只今迄惣頭と称候役儀、向後如此相改、称申事、

これと同じ文面が、中西の「聞書覚」にも控えてある。ここから、元ノという職名は、宝永七年一月に始まるもので、大元方設立に先行するものではないことがわかる。以上を整合的に考えると、宝永六年五月に高富が没し、八月に重役への委任がなされ、この年後半に中西の建言、大元方設立の決定・設計があり、年末に大元方設立のための通知がなされ、翌七年初頭に大元方が始動し、「元ノ」が置かれた、となろう。

回顧される高富

高富の地位は、その没後、どのように把握されたのであろうか。まず、従来の理解を規定してきた、享保期の編纂物をみてみよう。

【史料25】享保七年・三井高治「商売記」(『事資』四二頁)

一、宗栄儀^(高富)、中にて病身に成被申、快気も有間敷様に相見得候へとも、至て養生宜により、五十六迄のは、り被申、中興本店の本建と申格式御考、元ノ共御見立御申付候てより、商高大分にふる、延金も夥敷在之、呉服店肝要の義工夫致し申され、自然と商の道に通達被成候故と存候、格別器量有之元ノ共撰出し、其もの共相働により右の通、店第一の御働、此上もなき手柄にて候、大工町普請之儀、宗栄兼而本店・綿店大變のときは用に立申積りに被成候儀、遠き慮り有之候と人々感心申候事、

重い病気から回復し、本店を振興し、規則を制定し、優れた元ノを選任し、将来をみこして大工町の店(御用所)を建てたことが述べられている。事実の改変はないとみられるが、本稿で明らかにしてきた、隠居した高平にかわり全体の指揮をとったことには、全く触れられていないといえる。

著者が別稿で検討したところでは、享保期の編纂物は、当時の情勢を踏まえた家業・家法を、高利に仮託して權威づけ、その遵守を子孫に求めるという性格のものであり、記述としては高利を顕彰し、高利の息子世代の業績は控えめに記す傾向にある⁽²¹⁾。高富に関する記述についても、同様の処理がなされたと考えられるであろう。

こうした歴史叙述と異なるものとして、高富時代の三井に勤めた人物による短い記述が残されているので、みてみよ

う。高富の没後三四年目、寛保三年（一七四三）に、元奉公人の長谷川七兵衛が、困窮を訴え、三井による救済を願ったものである。長谷川は、宝永四年（一七〇七）に一四歳で大坂綿店に奉公し、享保二年（一七二七）に京綿店に転勤、同一四年には綿店諸店が本店一卷に吸収されたのに伴って京本店所属となり、支配役まで昇って、享保二〇年（一七三五）に退職している。⁽²²⁾

【史料26】 寛保三年「長谷川七兵衛存入書 崇清様外御兩人様へ差上候」（統一五七七―一）

（前略）私共覚候ハ、

宗栄様(高富)より以来、次第ニ御繁栄被遊、御格式益違不申、世上之為ニ相成候様ニ正直之御建ニ御座候故、御素人方鏡ニ相成、日々増評判宜敷、御栄被遊候義、幾万々歳と目出度奉存候、（下略）

引用部分は、お救いを願う前提として、三井の繁栄を寿ぐ記述であるが、ここから、享保期の編纂物とは二つの点で異なる理解をみることが出来る。一つは、綿店に奉公した叩き上げの手代の記憶における、高富の名によって表されるような時代認識（「高富の時代」とでもいおうか）の存在であり、一つは、その時期を、三井家の繁栄と世評の高さの起点とする認識である。この請願の宛先は三名で、高富の養嗣子高勝（伊皿子家二代）を含むが、他の二名は高平の子と孫（北家三代高房・同四代高美）であって、高富を特に称揚する必要はない性格の文と思われる。高富の名を出している点については、実情に即した、作為の乏しい認識が示されているとみてよいであろう。

享保期の編纂物の方針について、筆者は別稿で、高利の孫世代以降の対立を見越して、共通祖先の権威のもとに結束させる意図があったと考えた。⁽²³⁾ 後の時代に、実際に惣領家と激しく対立した、高富の孫にあたる伊皿子家三代・高登に

よる、高富に対する認識が残されているので、みてみよう。

【史料27】 三井高登「宗巴」居士書懷⁽²⁴⁾

(前略) 祖父宗栄居士ハ、宗^(高平)居士之指図を受、呉服方商売甚心精被致候由にて候、全躰宗^(高平)居士ハ寛大なる性質、また宗栄居士ハ商売にハ至てかたき人物故、度々江戸などへ下り、商励方心かけ、日夜朝暮工夫被致候、段々店繁栄、唯今まで之通手広く相成候事、全く宗栄居士之御働により候事也、^(高登)愚老壯年之砌、北脇了寿・相模宗古申スハ、^(高平)宗居士ハ茶道具を好、不断茶の湯などに心をゆたね、又宗栄居士ハ只商売一遍に心を碎き骨折被申候由、世間にも宗^(高平)居士ハ頼朝、宗栄居士ハ義経と申ほと之事之由、兩人嘶にて聞及居候、惣領家ハ勿論、惣同苗江対シ候てハ甚旧功之人にて候、此義ハ粗店々にててもよく存居候事にて候、然処(下略)

五十代半ばの高登が養嗣子高年にあて、伊皿子家の歴史と、物領家北家(高房・高美)・大元方への憤懣を述べたものである。高富の貢献を強調する記述となっているが、もっぱら本店の発展を実現した人物として理解されており、高富の死から七〇年以上が経過したこの時期の一族は、高富を称揚したい立場においてさえも、享保期の編纂物の歴史叙述の枠組みに規定されている(享保期の編纂意図が奏功している)といえる。

しかし一方で、文書ではなく、高平時代からの出入の道具商⁽²⁵⁾らにかつて直接聞いた談話としては、茶の湯などに「心をゆたね」た高平と、商売に専念した高富の対比が述べられ、それぞれが頼朝・義経になぞらえられている点は興味深い。高登は同じ文書で、祖父高富にその趣味がなかったため家に茶道具が乏しいことを嘆いており、そうした事実を高登の耳に快い形で説明するための表現であった面はあるが、採用された対比的な比喻から、初期の三井の中核にあっ

た高平・高富二人の個性や、高富が果たした役割についての、記憶の名残をみることができるのではなからうか。

(1) 以下、宝永六年五月「宗栄様御病中并御死後御法事記ス」(特七一八)による。伊皿子家にあった原本を、大正一五年に三井家編纂室(三井文庫の前身)が謄写したものである。この報告の詳細さは、逆に高富の死の唐突さと衝撃の大きさを示すものといえよう。

(2) 前掲「宗栄様御病中并御死後御法事記ス」。

(3) 「真如堂日記抜書二」特三二四、『稿本高富』一二九頁。

(4) 前掲「宗栄様御病中并御死後御法事記ス」。「真如堂日記抜書二」特三二四、『稿本高富』一二九頁。

(5) 「申渡覚」『稿本高富』四五頁。

(6) 中西宗助「聞書覚」、『稿本高富』一三九頁。高治の名乗であった三郎助(為替御用の名義「三井組」の一)は高房(高平長子)が、高房の名乗であった元之助(為替御用の名義「三井組」の一)は高方(高治嗣子)が継承した。なお、こうした家をまたいだ名乗の切り替えは、幕末まで見られる三井の特徴である。高伴(高利四男)の九右衛門、高久(高平養子、高利九男)の八郎次郎、高春(高富養子、高利十男)の次郎右衛門(為替御用の名義「三井組」の一)は、変更されなかった。

(7) 中西宗助「聞書覚」、『稿本高富』一四〇頁。これは従来町に渡されていた高富の証文に、万一の際は長兄高平に所有権が移動すると記されていたのであろう。

(8) 中西宗助「聞書覚」。享保一四年(一七二九)、綿店諸店が本店一卷に吸収されて以降は、越後屋八郎兵衛を称した。

(9) 「藤田用助神文」本一四九二―一七二三。

(10) 「年数控」本一〇〇四。本店の手代たちの簡単な履歴を記したものの。

(11) 「中西宗助覚」『事資』五二頁。

- (12) この箱については村前掲論文二〇一六、一七八頁参照。
- (13) 菩提寺である真如堂の日記(三井家編纂室による抄写本)では、死亡から火葬までは「八郎右衛門」と記し、「宗栄」と呼んでいるのは、四日後の五月九日からである(『真如堂日記抜書二』特二三四、『稿本高富』一三三頁)。
- (14) 十八世紀初頭のこの時点で、花押がなお、個人の人格を象徴するものとしての性格を強くもち、印判はそうではないと認識されていることがうかがえ、古文書学的にも興味深い文書である。
- (15) 村前掲論文二〇一六。財産共有を恒久的なものとする構想ははやく「高富草案」に見られ、享保七年(一七二二)の「宗栄遺書」で確定された。なお、高好(高利六男)は既に宝永元年に没しているが、その子高遠はすでに兄高伴の養子となっていたとみられ(『稿本高富』八頁)、遺産分割がありうる状況ではなかった。
- (16) 引用は略したが、この文書では高副は高好(高利六男、元禄一七年没)の家を継ぐものと定められているのだが、実際には高副は、高春の養子となったので(小石川家、序列は逆となった。他にもこの文書では、小野田治左衛門(石井安長の子)が、孝賢の家(松坂家)と高古の家(永坂町家)の間に位置づけられるなど、後に定着する一族の体制とは若干異なる点がある。
- (17) 「真如堂日記抜書二」特二三四、『稿本高富』一三九頁。
- (18) 「宗栄様御遺物留」特七一九。伊皿子家原蔵の文書を三井家編纂室が謄写したもの。
- (19) 三冊が現存する。なおいずれも、連署しているのは、宗栄高平・八郎右衛門高治・九右衛門高伴・八郎次郎高久・治郎右衛門高春・三郎助高房である(『事資』二六一・二六四頁、本一〇八五)。
- (20) 『事資』一九九頁。ここまで参照してきた中西宗助の手控や、後に作成される情報・風聞集とは、呼称は似るが、別である。
- (21) 村前掲論文二〇一六。
- (22) 「年数控」本一〇〇四。
- (23) 村前掲論文二〇一六。

(24) 特四二一二。伊皿子家にあった原本を、戦前に謄写したものである。『稿本高登』一〇一〜一〇二頁。天明二年の作成と推測されている。

(25) 相模宗古は、高平が道具を購入した領収書に「圧倒的に多」い名(三井文庫前掲二〇〇二、一九頁)。北脇了寿は不詳である。なおこの他に、天明七年(一七八七)に江戸本店の家守和田平右衛門(三代目)が語った由緒書(《和田平右衛門家伝駿河町出店事情写》本一四六五―九一)にみえる高富の逸話も、本稿でみた人物像に通じるものがある。実像を下敷きにした部分があると推測されるが、脚色の甚だしい文書であり丁寧な史料批判を要するため、別稿でとりあつかうことにしたい。

三 指導体制構想の変化

(一) 高富の制度構想 宝永期の「親分」と「頭領役」

前章まで、限られた史料から、高富の実際の地位について考察してきた。本章では、高富が作成した家法「高富草案」における指導体制の構想について検討する。つとに中井信彦は、この「高富草案」が、享保七年「宗竺遺書」と異なる、同時代の課題・状況を反映するものとして、「宗竺遺書」との比較をおこなった。その中で「頭領役」という地位が、簡潔に言及されている。「高富草案」では、「頭領役」は「営業全般の指揮者」であり、「親分」の役割と分離されている。これが、「宗竺遺書」では「親分」の下位となり、年功も条件となった、とされている。⁽¹⁾本稿のここまでの検討を踏まえると、この簡潔な指摘はかなり重大な意味をもってくるであろう。

以下、「高富草案」における恒久的な制度の構想に、宝永期の実際の体制が反映されていると考える視点から、この点を掘り下げてみよう。

まず、「親分」と「頭領役」についての規定を確認する。

【史料28】「高富草案」⁽²⁾

親分之定

(中略)

一、時之親分ハ、惣一家不残大隠居と唱、敬可申候、依之諸事頭領次第二下知為致可申事、

一家夫々之家相統之子時之親分へ相渡シ候後妻父ママ佐法之事

一、家業不残宜下知相勤候者ハ 頭領役

一、家業之内大役宜相勤候者ハ 頭領並

一、大役其外勝たる役儀不勤内ハ 評定人

右三段之品、時之親分より親々へ可申渡事、

「親分」は「大隠居」と称され、「諸事」を「頭領次第」に「下知いたさせる」。各家の当主は「親分」に対する子となり、親たちは、親分の申渡しにより、「頭領役」「頭領並」「評定人」を勤める、という制度構想である。

注目すべきは、「親分」と「頭領役」の関係についての表現は、先にみた、高富の地位についての表現【史料2】

と、同じ表現になっている点である。高平の名で「高富草案」に高富の評が追記された際に、高富が構想した「頭領（役）」が強く想起されていたといえる。

この直後にはまた、「宗竺^(高平)、親分之始也⁽³⁾」という箇所があって、この「高富草案」における「親分」は高平の地位を前提にしていることが明示されている。また、重役たちの地位についても当時の実情を前提としている（後述）。以上から考えると、「高富草案」における「頭領役」は、同時代の高富自身の地位を前提に構想されたものと考えられることができるであろう。⁽⁴⁾このことは、逆に宝永期の一族・重役の関係が、高富によってどのようなもの（であるべき）と捉えられていたかを推し量る素材となりうることを意味している。

次に、「親分」および「頭領役」の選出方法についてみてみよう。

【史料29】「高富草案」⁽⁵⁾

- 一、八郎右衛門・三郎助^(高徳)・治郎右衛門^(高伴)・八郎次郎^(高久)・助八迄ハ、元祖之てきてんたるニより、親分之儀ハ順能継可申事、頭領役之儀、惣一家之為ニ候間、時之利ニ叶たる者を、一家并後見之者立合、選候上、相究、下知ヲ請可申事、

「親分」は、高利の実子という血統上の論理により、年功順に就任する。これに対し、「頭領役」は、「惣一家のため」に「時の利に叶うもの」を一家・最高幹部（後見）が選任し、その「下知」に従う、という構想である。象徴的な家長としての地位である「親分」と異なり、「頭領役」は能力本位で選任する意であり、重大な責任が「頭領役」に与えられていることがわかる。

実際に高富が前章まででみたような全体を指揮する地位についた際には、高利の子供世代における次男という高富の血統上の地位が重要な前提であったことは想像にかたくないが、高富は自身の地位を抽象化し、制度を構想する際には、あくまでも能力本位の地位として設計したのである。「高富草案」における「頭領役」は、高富の地位を前提とするが、それと完全に同一ではなく、さらにそれを理念的に整えたものであったと考えられよう。

「頭領役」と「頭役」

右の基本的な理解を念頭におきつつ、「頭領役」についての規定をさらに見ていこう。

【史料30】「高富草案」⁽⁶⁾

①「惣領家へ申渡シ候ヶ条之事」の項

一、時之親分之儀、心入替、万任我意、私多、おこりを究時ハ、頭領を始一家并後見立会、急度隠居為致申筈、其節為不及論メ記之、夫より以下之者記不及、為同前、家法第一之儀、急度相心得可申事、

②「家納様之次第」の項

一、店々所々用事無之候共、頭領ヲ始何れも大役人共より所々之支配人へ、家業たるミ無之様ニ、状通とたへ申間敷事、

③「一家籠子々并永井子共家法之定」の項

- 一、（自分の店では、京・江戸・大坂で三井本体の妨げとなる呉服・木綿販売は不可）
- 一、右三ヶ所之内たりとも、遠所又ハ店之名目ヲ預、其外仕方ニより、時之頭領并頭役之者共聞届候上ハ、可為各別事、

まず①は、長兄高平の直系を想定した「惣領家」（のち北家と称された）への規則である。時の親分はじめ一族に問題があれば、「頭領役をはじめ」一家・「後見」が隠居させる、という。②は一家全体の心得で、各地の支配人へ、「頭領をはじめ」大役の者たちは絶えず連絡するよう注意されている。③は、一族の次子以下、最高幹部の子息に提出させる誓約書のひな形であるが、三都での出店、「時の頭領」・「頭役の者」が可否を判断するという。

「後見」「頭役」については、以下のように想定されている。

【史料31】「高富草案」⁽⁷⁾

（「後見之者共取立公式」の項）

- 一、（脇田）藤右衛門・善次郎・宗助、本店頭役、向後通り名ニ相究候事、（中野）
- 一、（野崎）新兵衛・治兵衛、両替店頭役、向後通り名ニ相究候事、（田牧）
- 一、（開主）藤兵衛・善兵衛、綿太物店頭役、向後通り名ニ相究候事、

ここで「後見の者」「頭役」として登場する七つの名前は、前章までにみた宝永期の重役たち、「惣頭」「頭手代」「家之老」「後見」などといわれた七名のそれである。「頭役」とは、彼らの名乗りと地位をして固定し、恒久的な制度とす

る構想であった。「後見」は、彼らを三井一族内に位置づけた際の呼称であり、三井家の財産共有（「身上割」）に加わる存在であった。⁽⁸⁾ こうした位置づけの大部分は、先にみたように、実際に高富から七名に伝達されていた【史料4】。以上から、まず「高富草案」にみえる制度構想をまとめると、本店・綿店・両替店の三部門を、数名ずつの「頭役」がそれぞれ支配し、その上位に位置する「頭領役」が事業全体を統括し、その上に象徴的な地位として隠居である「親分」がいる、というものである。

これは、高平、高富、重役たちの宝永期における実際の関係を前提として考えられていた。つづいて、前章までの検討と合わせて、宝永期の三井の体制を整理してみよう。

象徴的な一家の親（「親分」）としての宗^三高平が最上位におり、その委任をうけて実際に三井全体の指揮をとる高富（「頭領役」）がいて、弟高治・高伴ら（「頭領並」「評定人」）と相談しつつ、各事業部門を支配する中西らの重役たち（「頭役」）を指揮し、遠隔地である江戸には、高富（「頭領役」）に次ぐ地位の高久（江戸「当役」^(頭?)）が常駐して、幕府御用・江戸諸店を指揮する、という体制である。

実態と構想の相違点として見えている点としては、高富と事業部門の関係では、本店・綿店の支配が強く、これに対して御用所の支配には惣領家（高平―高久）、両替店の支配には高治・高伴が介在している可能性があったが、こうした地位は、構想には反映されていない点があげられる。

高富の構想は、宝永期の現実の体制を、理念的・抽象的に整理し、制度として固定化するものであり、現状を総体としては肯定的に評価しつつ、個別の同苗と店舗の関係については、（地理的な要因から不可避である江戸常駐の者を除き）解消しようと構想していたものと考えられよう。

(二) 享保期以降の枠組み

享保期の家法の理解

以上でみた高富の構想では、自身が全体を指揮する地位（「頭領役」）を去った後も、その地位を継承する一族を能力本位で選任してゆく構想で、候補者として高久を想定していた。しかし前章にみたように、高富の急死後、その地位は継承されず、全体の指揮統率についても、最高幹部たちに委任されることになった。

こうした現実の体制は、高富没後の三井の家法のなかでどのように位置づけられたのか。享保七年（一七二二）の「宗竺遺書」から、まず「親分」についての規定をみてみよう。

【史料32】 享保七年「宗竺遺書」（事資）二頁）

親分之事并仕置之次第

一、親分者一家惣親分と相心得、其以下のもの共実の親のこたく能仕へ、其志にたかはず、申付る品急度相守可申候、宗印^(高治)・宗利^(高世)迄ハ大元四軒の本家候間、順々親分に致し可申候、夫過候ハ、惣領家故^(高平十高房)八郎右衛門親分に罷成可申候、併八郎次郎^(高久)・宗八者^(高巻)・我等^(高平)・宗栄養子^(高富)に宗寿被致置候事、乍去老分之者ニ候ヘハ、八郎右衛門後見^(高平十高房)に兩人一代罷成可申候、諸事相談を以家法旁可申付候、扱八郎右衛門果候後ニ至、悴幼年^(高巻)に候ハ、順々に本家六軒之内年かさ成もの兩人宛親分に罷成可申事、

但、八郎右衛門家者^(高平十高房)いつ迄も惣領家に相立可申旨、宗寿遺言也、然者八郎右衛門悴老分に無之候とも、其器

量見届、其時の親分惣領家へ相譲り、其節の親分者後見に相成、かんぼう可致候、（後略）

まず親分継承の順位をみると、高久・高春は外されて、高房が就任した際の「後見」と位置づけられ、「諸事相談」をして「家法かたがた申し付け」ることになっている。また高房没後、その子高美（この年八歳）がまだ幼ければ、本家六軒から二名を親分とし、高美が成長したなら、いまだ「老分」でなくても、「器量」を見届けて親分は地位を譲って「後見」となる、という。

ここからみえる「親分」は、「器量」を必要とし、「後見」と相談して決断を下す地位であって、高富による構想における「親分」が完全に象徴的な地位であったのに比べると、一定の実権をもつものになっている。ただし、親分の差図に背く一族・妻女については、「同苗相談之上」「評義之上」「同苗評義之上」で処罰すると定められており（『事資』三頁）、一族の結束が三井の内部における最高の権威であった。

ついで、「頭領役」についてみてみよう。

【史料33】「宗竺遺書」『事資』一〇・一二頁

大元方頭領役之事

一、親分へ差続き候て、同苗之内年かさ器量有ものを三人宛頭領役として、大元方諸事店々之儀引請世話可致候、尤月並内寄会致し、元ノ并見習之名代立会、商の評義可致候、店々半季宛の目録延引之店者致催促差出させ、元ノ立会、能々吟味専要候、其外長崎商之様子、質物かし方之事、金銀取引并諸方出し切の品能々致吟味、少にても費無之様に可致候、大元方者一家根元之所ニ候間、打寄、世上金銀取遣りの様子、糸・端物一切諸相場等相考候て、諸事さしくり可申付候、（中略）

一、定置月並寄会又者元方内寄会等、弥末々無懈怠打寄、可有評義事、

（中略）

一、店々名前勤方之儀、年かさ又者其人の器量次第、親分并頭役之もの見立、差図可申付事、

（中略）

他国相勤候者可心得次第事

一、江戸・大坂他国勤番之同苗者（中略）其時々之風義・商の行方等、罷登り候節、親分の者并老分・元ノ立会、可承候間、油断有間敷候、

「頭領役」は複数となり、元ノと並んで「大元方」で「寄合」「評議」をおこなう存在と規定されている。「高富草案」での「頭領役」は、単独で「下知」する存在であったのに比すると、権限は大幅に弱体化し、最高幹部を含む集団の一員としての地位となっている。

また元ノについてみると、一族から選ばれる「頭領役」とならび、全体の運営におよぶ権限をもつ存在となっている。このように比較してみると、享保七年（一七二二）に制定され、以降の三井を規定した「宗竺遺書」は、宝永期における高富の地位（「高富草案」にいう「頭領役」）を置かず、運営の主体を頭領役と元ノ（および見習いとしての名代）による大元方寄合においたものである。

宝永期以来存在していた、一族の財産を共有する最高幹部の権利が、享保六年（一七二一）にみられなくなるとの指摘⁹⁾があつて、「宗竺遺書」にいたる一族と最高幹部の緊張関係の実態と変遷については、なお後考に俟たなければならぬが、基本的には高富の急死の後、重役への委任および大元方の設立によって成立した体制が踏襲され、固定化されたものと理解することができよう。

後継者像の残滓

こうした構想の中で、宝永期には物領家および高富の後継者に擬されていた、高久の地位はどのようになっているであらうか。

「宗竺遺書」の形式をみてみると、「右之条々為遺書申渡処也、何れも無違背急度可相守候」との宗竺・高平の申し渡し文言に続いて、「何れも末々共此書付之通急度無違乱相守可申候」との高治・高伴の連署があり、最後に「右御書付之条々奉畏候」として、高久を筆頭とする一族の連署がある。つまり「宗竺遺書」は、高平・高治・高伴の三兄弟が、高久以下の一族に申し渡す形式となっている。また、同日付の家史「商売記」をみると、高治の署名のみで、「宗竺遺書」のような奥書・請書はないが、事業の歴史や高利の言行を列記した最後に、「右之書付は、当前見聞伝候通相違無之候」とまとめ、「此後八郎次郎を始として同苗中不残一致に、無油断相考、勤可被申事」と記して⁽¹⁰⁾、やはり高久を筆頭とする一族に対して申し渡す趣旨であることが示されている。享保七年時点でも、次世代の中心として、高久が位置づけられていて、宝永期における後継者像の名残をみることができる。

実際には高久は、元方役（「宗竺遺書」でいう「頭領役」）として、高春・高房と並んで出勤し⁽¹¹⁾、没するまで三井の心の一人ではあり続けたものの、長兄（義父）高平より四年早く、享保一八年（一七三三）に没したため、高房の親分就任（元文三年）を見ることはなく、その後見となることもなかった。大元方を構成する首脳部の一員にとどまったというべきで、宝永期の高富に比せば、かなり限定された地位にとどまったといえよう。

八郎右衛門名前の位置

ここまで、高富の権限のゆくえを見てきたが、それとは別に継承されていたものとして、八郎右衛門という名乗に

ついて見ておこう。

先に高富が急死した後の処理に触れた際に、高富の名乗りであった八郎右衛門名前は、すぐ下の弟高治が継承したことを述べた。その翌年、大元方創設をへた宝永七年（一七一〇）六月、その中心となった中西宗助に対して高利の遺品が下賜されたが、これは八郎右衛門高治の単独署名の文書によった。九月（同年とみられる）には同様に小林善次郎にも下賜されている。⁽¹²⁾

これは、一族を代表する機能にもとづく象徴的な行為とみるべきであろう。長兄高平（宗竺）でなく高治がこれを担っているのは、現役である一族の代表としての理念上の地位にあるためとみられ、それは高富から高治へ、本店などの名義である八郎右衛門という名前とともに継承されたのではないかと考えられる。

この名乗りは、享保元年には高平長子高房に継承される。享保の末に、三井高豊（永坂町家二代）が、本貫地である松坂（紀州徳川家領）の町奉行に対して、一族の体制を説明した表現をみてみよう。

【史料34】 享保一八年「松坂永代録」（『事資』五四八頁）

（前略）元来手前義ハ身上一本ニ仕、八郎右衛門と申者時之惣領、諸事御用筋・商売体名前ニ而御座候、其外同苗共何れも弟ニ相立、公儀御定服忌等も血を分ケ候兄弟同前ニ請申、常々行作等も右同前之品ニ御座候故、（下略）

「八郎右衛門」名前は「惣領」つまり長兄であり、他の一族はその「弟に相立」ててある、と表現されている。

八郎右衛門という名前は、はじめ高平が名乗り、江戸・京に出された店の名義となり、ついで貞享四年（一六八七）高平が御用を引受けた際に、同名の幕府役人がいたため、高富が名乗るようになったものである。⁽¹³⁾したがって、従来一

貫して長男の名乗だったわけではないし、高富の制度構想【史料28】でも頭領役は親分の子にあたるわけではなかったが、高利の下に八郎右衛門を名乗る長男高平がいた草創期、また「親分」としての宗竺・高平の下に八郎右衛門を名乗る高富・高治や、高平の末の長男高房がいた宝永・享保期の印象が、次第に固定し、「親分」の下に長男としての八郎右衛門がいる、という一族体制の理解が定着したものであろう。

さて、その後の実際の歴史をみていくと、高房が寛延二年（一七四九）に没した後は親分がほとんど置かれなかった（¹⁴）そうした中で、八郎右衛門という名前は、一族を代表する名として非常に権威をもつものとなったようである。

宝暦・天明期に、序列二位の伊皿子家の三代目として、惣領家北家の高房・高美と激しく対立した高登（高富の孫にあたる）は、嗣子高年に宛てた文書において、「八郎右衛門名前ハ惣同苗・店々之差図もいたし候へハ、内証之収納もよほと違候事」と、八郎右衛門名前の地位を説明し、その名前へのこだわりと、それを北家が握ってなかなか離さないことへの憤懣を述懐している（¹⁵）。

また、かなり後の文化八年（一八一二）、不行跡がめだつ当時の八郎右衛門高祐（北家六代）に、一族が引退を迫った際には、「貴前様（北⑧高祐）ニ者、御名前（新⑨高雅）前八郎兵衛へ御譲被成、親分ニ御立、家業之儀ハ御預ケ被下候様仕度奉願候」と要求して、八郎右衛門名前が「家業」を指揮する地位を象徴しており、それを譲り「親分」となることは引退を示すものと認識されていることがわかる。

一族を代表する地位は、高平・高富にはじまる、「惣領」（長兄）としての八郎右衛門名前であるとの理解が、享保以降は定着していたとみられるのであるが、この名前の継承については、「高富草案」では特段の言及がなく、「宗竺遺書」でも、店名前一般の規定【史料33】引用三条目）があるのみであった。これらでは、一族の象徴的な中心は「親分」であり、実権の所在は「頭領役」もしくは大元方であった。実際の歴史においては、親分の不置（および、おそらくは

元方役の形式化⁽¹⁷⁾を背景に、擬制的な総領にあたる八郎右衛門名前の權威化が進んだのだが、これは家法の制定段階において想定されていない事態だったのではなからうか。

- (1) 前掲中井論文一九七〇。
- (2) 前掲樋口史料紹介一九七〇、九四〜九五頁。
- (3) 前掲樋口史料紹介一九七〇、九五頁。
- (4) 「頭領並」は、高治・高伴の宝永期における地位を前提にしているのではないかと想定されよう。
- (5) 前掲樋口史料紹介一九七〇、九五頁。
- (6) 前掲樋口史料紹介一九七〇、八五〜八六・一〇三頁。
- (7) 前掲樋口史料紹介一九七〇、八二頁。
- (8) 中井前掲論文一九七〇、前掲樋口史料紹介一九七〇、八一頁。なお、「高富草案」では彼らに永井姓を名乗らせることが規定されているが、これは【史料4】には含まれておらず、伝達されたか不明である。
- (9) 西川前掲著、一一二頁。
- (10) 『事資』四四頁。この後には、和漢の故事を引いての一般的な教戒が列記されている。なお、「商売記」は、高治を「今八郎右衛門」とする（宝永六〜享保元年の名乗）など、享保七年に全て執筆されたものではない。
- (11) 『事資』解題、七八六頁。なお大元方の総決算書類である「大元方勘定目録」には、享保四年（一七一九）から九年まで署名している。
- (12) 樋口知子「口絵解説 三井高利着用衣類」『三井文庫論叢』二七号、一九九三年、『稿本高富』二二〇〜二二二頁。
- (13) 関八郎右衛門という御納戸頭がいたため、高富が高利から継承していた八郎兵衛という名前と交換した（三井高伴「宗寿居士由緒書」『稿本高伴』四二二頁）。

(14) 慶応三年（一八六七）までで親分が存在したのは、わずか一五年に過ぎなかった。

(15) 「宗田」居士書懷」（特四二二一）。『稿本高登』一〇七頁。

(16) 文化八年「八郎右衛門宛八郎兵衛等差出書」『事資』六〇四頁。

(17) 同右。

おわりに

本稿では、高利没後から大元方成立まで、特に宝永期の三井の指導体制について検討し、高利次男・高富が、元禄末から宝永期にかけ、三井全体を指揮する地位にあり、その急死が、大元方設立の直接の契機となったことを論じた。かなり冗長で散漫な記述となってしまうので、本稿の内容を、三井高富の地位を中心に、時系列に従ってまとめなおしておく。

まず、元禄七年（一六九四）に三井高利が没した際、兄弟たちが合意して、高利の遺言執行を留保し、長兄高平を中心とする結束が維持されたが、特に高平・高富・高治・高伴の年長の四兄弟が中心であった。中でも、長男高平と二男高富は、高利の存生中から、一族について大きな発言権をもった。高利没後、高富は弟高好とともに本店（京呉服店）を指揮していた。その後、元禄一四年（一七〇一）・一五年ごろ、長兄高平は隠居し、病から本復した高富がかわって全体の指揮をとるようになった。

高富は、中西宗助ら、奉公人中の実力者七名が各店をそれぞれ支配することを前提に、その上位に立って彼らを均等に扱い、相互の抗争を抑え、手代たちの論功行賞に意を配って、全事業を統括する立場をとった。実際の諸店との関係

では、本店（呉服業務）諸店を「本店一巻」として統合した中西宗助・小林善次郎らと結びつきが強くまとめられ、事業上の重大事について率直に意見を交わしていた。綿店に対しては、本店と同様に接するように留意し、最終的に京都の自身が統括するとの立場をとり、褒賞は高伴との連署によった。両替店についても同様であったが、統括者を自身に限定しておらず、高治・高伴の存在が想定される。御用所については関与が薄く、高平から御用を譲られた高久による支配を前提に、そこに関わるという立場がみられた。一族に対しては史料が乏しく、よくわからない。全体にかかわる重大な問題については、依然として高平・高富・高治・高伴の四兄弟の連署での発令がみられた。

宝永期に綿店に丁稚奉公した手代にとって、それは「高富の時代」であった。この時期に高富は、永続的な家の制度を構想しており、ここでは宝永期の現状が踏まえられた。自身の現実の地位をもとに、年功によらず能力本位で選抜され、象徴的な家長である「親分」からの委任を受けて、最高幹部たちの上位で全体を指揮する「頭領役」という地位を構想した。

高富は非常に覇気にあふれ構想力がある人物であった。彼が宝永六年（一七〇九）五月にまったくの急死を遂げると、一時的に隠居した長男高平が再登場し、また故人高富を含む異例の形式による四兄弟「連署」での発令、生残りの三兄弟の連署での発令などもみられたが、八月には三兄弟から最高幹部たちへ、三井の事業全体についての委任がなされた。この流れのなかで、中西ら最高幹部たちが三井全体の状況を把握し指揮をとるための組織として、大元方が設立された。高富は生前、自身の後継者として高久を想定していたとみられるが、必要な経験をつんだと見なされなかったのか、実際には地位の継承は実現しなかった。享保七年（一七二二）に成立し以降の三井を規定した「宗竺遺書」は、集団指導による運営の体制を確定し、「頭領役」は権限を低下させ、大元方の一構成員と位置づけられた。

享保期に編纂された家史では、兄弟たちの業績は控えめに記され、こうした高富の地位は記載されず、呉服部門の指

揮・元々の選任という程度に留められ、それが今日までの歴史理解を規定することになった。

つづいて、本稿で論じた三井の事例について、以降の時代も視野にいれつつ、家の形態をとった巨大組織の近世前期における制度化の一例とみる視点から再把握し、課題を整理したい。

やや先行する時代に、家の形態をとった巨大組織の確立にとりくんだ武家の場合、個別的な主従関係が重層的に展開するのが戦国後の普遍的な構造であり、これを解体して藩主家との直接的な主従関係を構築し、さらに世代交代をこえて永続的なものに固定してゆくことが、いわゆる大名宗主権・藩政の確立の課題であった。⁽²⁾ これを参考に、三井の事例について、①権力の源泉と基盤、②組織の巨大化と主従制の重層性、③代替りの際の主人の資質と主従関係の更新、④主従制の形骸化・組織の官僚化、の四つの要素から整理を試みよう。

まず①権力の源泉と基盤である。通例、家の形をとる集団の場合、力量をそなえ実績をもつ一人の家長の地位と、隠居や一族・重臣中の実力者、世代交代を経て顕れてくる抽象的な「家」全体との関係が問題となってくるであろう。高利没後の三井の場合は、高利とともに急成長を実現した高利の被相続人たちの結束による集団であったから、理念的な権力の源泉は、まずは彼ら（「惣兄弟」「仲間」）の合意にあったと考えられる。家制度上の家長が構造的に常時複数いる（三井では「主中様方」などと称された）のは、近世においては、複数の家による同族組織を形成した大商家がもつ特質であろう。⁽³⁾ 初期の三井の場合、実質的には年長で年齢の近い四兄弟がそれを体現していたとみられ、宝永期にはその中の高富が、他の兄弟たち、特に長兄高平の支持を前提として、事業全体の指揮をとる地位についていた、と整理することができよう。また武家の場合、公認された封土の領有権が権力の基盤となるが、三井のばあい、資産は兄弟たちや、後の時代には最高幹部たちの名義になっていった。⁽⁴⁾ このことの法的な（成文法・慣習法・幕府訴訟の実態のうえで）意義は、本稿では議論できなかったが、分権的であり、権力の基盤としては比較的脆弱であったのではないか。固

く結束していた高利の息子世代が去れば、この問題は顕在化することになる。彼らの晩年、家法や家史において、個々の一族と特定の店との結びつきを抑えたり、共通の祖先である「元祖」高利を顕彰し、その権威のもとに結束してゆくよう定めたこと⁽⁵⁾につながっていく問題であろう。

次に、②組織の巨大化と主従制の重層性である。武家の場合、中世における集団の巨大化は、直接の従者をもつ武士の結集によったが、近世前期には固定化されてゆき、主従制の重層性の解消が問題となってゆく。三井の場合には、組織の巨大化は、若干の他家やその店舗の吸収はあるものの、⁽⁶⁾中核的な諸店舗は一貫して直接主人宛に奉公人請状を提出した手代のみによって構成されていたと思われる、歴史的な前提はやや異なっている。しかし、組織が巨大になり、叩き上げの最高幹部たちが実力を蓄えるに伴い、主人による直接的な統制が困難となることは不可避であつたろう。本稿では検討できなかったが、採用のあり方も多様となり、主人個々人に強い恩義を感じる契機とはならなくなっていくのではない⁽⁷⁾か。すると奉公人統制の問題が生じてくると考えられる。

本稿でみた範囲では、高富の法度（案）においては、手代たちの勤務評定、独立の際の元手銀割付などが、諸店に共通して問題となっていたようにみえる。組織の規模が大きくなり、全体にかかわる極めて重大な判断を除き、組織による運営へ移行するのは不可避であつたとすると、主人の手に最後に残されるのは、組織を構成する手代たちの統制の課題であろう。その解決の際にテコとなる主人からの恩典としては、商家の場合知行宛行や固定した家からなる家臣団はないから、業績にもとづく利益の分配、暖簾分けの際の元手銀割付、また暖簾分け後も勤務を続ける別宅手代への融資などとなる。宝永期、中西宗助は、これが店の業績ではなく年功によることを問題として提起し、これにもとづいて褒美の制度が設計されたようだが、これはこうした部分においても制度化が進み、最高幹部が実質的に担うようになる傾向がみられたと評価できる。また、最高幹部名義の枝店の取り立てが集中的にみられたが、こうした諸店の手代は、

三井本体からみた最高幹部たちに奉公するのと大差なかったのではないか。高富が最高幹部たちを一族に繰り入れ、三井に准じる永井姓を等しく与えることも考えていたことは、こうした最高幹部たちによる擬似的な主従制と言うべきものが展開しつつある実態を、三井家を主人とする組織としてあらためて統合しようとしたものだったのではないかと考えられる。大元方が設立された際、諸店の手代への褒美や元手については大元方が判断するものとされた。⁽⁸⁾また、本稿で検討した後の時代となるが、大元方創設後の正徳二年（一七二二）、中西宗助・小林善次郎らが率いる本店が、高平・高治・高伴の三兄弟に無断で宿持手代たちへ融資し、焦げ付きが生じていることが問題とされ、三兄弟から厳しい叱責が発されていることや、宝永期に取りたてられた最高幹部たち名義の枝店が享保初年にとんと整理されたことは、⁽⁹⁾こうした課題の解決が模索されている過程を示すものではないかと予想される。三井の奉公人統制については、近世後期を対象に西坂靖の精緻な分析があり、かなり細かく整備された制度が確認されるとともに、奉公人たちの自律性との対峙が構造的な問題として指摘されているが、⁽¹⁰⁾その前史として、今後検討されるべき問題である。

次に、③代替わりの際の主人の資質と主従関係の更新の問題である。本稿では、高富と中西宗助・寺井庄右衛門との間に、先行する時代の武家に近いような個別的な主従の紐帯を見出した。その他の一族と手代たちとの関係については未詳であるが、世代交代の問題として考えると、江戸・京出店以来、手代たちを直接指揮して成長を実現してきた四兄弟たちと、その次の世代では、権威という点でそもそも前提条件がかなり異なっていたであろう。個別具体的に、高富が没した時点で見ると、後継者候補は数名いたが、八郎右衛門名前を継承した高治は、すでに五三歳と当時としては老境に入りつつあった。高富が後継者と想定していたらしい高久は三八歳で、必要な京都での修行を積む前であった。また高久は、一度江戸で誤った方針をとろうとしたらしいことが、高富が小林善次郎に宛てた書簡にみえていて、⁽¹¹⁾最高幹部たちの信頼と忠誠を十分得る目算が立たなかったのかもしれない。高利の摘孫高房は二六歳とさらに若く、その能力

は未知数であったろう。これに加えて、惣領高平の「子」としての高久・高房、また惣領家とそれ以外の間に潜在的な権力闘争があり、決着しえなかった可能性もあろう。

引き続き、大元方成立後の、高久・高春・高房らのさらなる成長と、中西宗助ら最高幹部たちの関係の実情、また主人たちと手代たちが主従関係を確認する儀礼・祭祀のあり方に即して考えてゆく必要がある。

次に、④主従制の形骸化・組織の官僚化の問題である。大元方の設置、享保期の膨大な規則の制定⁽¹³⁾までを視野に入れば、大筋としては三井もこの枠組みで考えていくことができるであろうが、その中で高富が指揮をとった宝永期をどのように位置づけるのかは、本稿で十分に解決することができなかった。本稿では、使用できた史料の大半が規則類であり、それを若干の文書で補うという方法をとらざるを得なかったため、高富の構想や、特に手代支配への意欲はかなりよくわかるのだが、実際の組織の動向における経営判断の行われ方については、高富と中西・小林の密接な関係がうかがえ、大黒屋の攻勢に高富が主体的に対応したことがわかる呉服部門をのぞき、不明な点が多かった。わずかにみえる実態においても、高富が最高幹部たちを完全に掌握・統御できていたとはいえない面もある。また、冒頭でふれたように、全体の経営動向をしめす史料はなく、周辺史料から成長期とみなされているのであるが、それと高富の個人的な力量・動向の関係も、本稿では十分に論じることができなかった。

すでに高富の法度のなかにも、中西宗助の建言をうけて、自身の監督なしに自律的に機能する組織を考えている部分があることから【史料18】、巨大化した組織を一人の長が指揮監督することは困難であるという共通認識が、当時の一族・手代の首脳部のうちに形成されていた可能性はある。わずか半年の間に巨大地震・富士山噴火・京都大火・藩札禁止令を経験したのちの宝永五年（一七〇八）後半、高伴が江戸から京都に移住し、以後四兄弟連名での発令が続いたことは、指導体制を強化したものと理解できるが、高富単独での指揮に限界が感じられていたのかもしれない。

後の時代、享保初年の太元方では、多数の一族と諸店の重役たちが出席する大規模な寄合と、元方役と元ノのみが参加する少規模の寄合が置かれ、潜在的・構造的な問題として重役たちと一族の緊張関係、惣領家の権威と他家との対立があった。問題の構造としては、本稿でみた元禄・宝永期から継続する面があり、それをどのような制度とするか、模索されてゆくように思われる。引き続き検討してゆきたい。

- (1) この点は、村前掲論文二〇一六で詳述した。
- (2) 同様に巨大組織である寺院の場合は、理念的には僧侶集団(僧伽)は対等な共同体であったが、中世には擬似的な家に近いものを形成し、武家に近い構造をもつようになっていた。
- (3) 大丸下村家・嶋田家・小野家・富山家など(賀川前掲著二〇二二、三三三頁)。同族団は武家においては中世以前においてみられたが、これとの比較は課題である。
- (4) 家屋敷の名義の分散は、闕所処分などへの保険的なリスク分散の意味があると考えられている。
- (5) 村前掲論文二〇一六。
- (6) 小野田家から吸収した式丁目店、家原家、京間之町店などがそれにあたる。
- (7) 初期の重役には、高利夫妻に松坂で見出されたという者が数名いる。
- (8) 三井文庫前掲一九八〇、九七頁。
- (9) 正徳二年「覚」本一四八〇―七。
- (10) 『事資』七六七〜七六八頁。
- (11) 西坂靖『三井越後屋奉公人の研究』東京大学出版会、二〇〇六年。
- (12) 『稿本高富』一二六頁。
- (13) 三井文庫編集・発行『三井文庫所蔵史料 第二二集 式目類目録』二〇〇五年、参照。

(14) 『事資』「解題」七八三頁。

(付記) 本研究はJSPS科研費16K03065の助成を受けたものである。